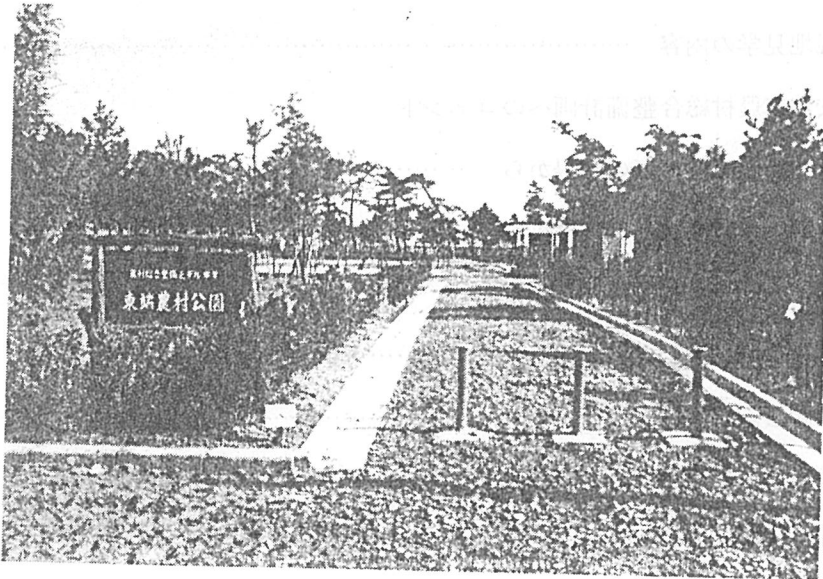


# 農村計画

第 11 号



1977. 3

農業土木学会農村計画研究部会

# 農 村 計 画 第 11 号

## 目 次

### 第10回 農村計画研究集会報告

はじめに .....	農村計画研究部会 .....	1
Ⅰ 安城市の農村総合計画に関する報告		
Ⅰ-1 第2次安城市総合計画 .....	小松 忠良 .....	3
Ⅰ-2 農村振興地域整備計画と農村総合整備計画 .....	近藤 彰 .....	15
Ⅰ-3 安城南部地区農村総合整備モデル事業計画 .....	深津 俊一 .....	25
Ⅱ 現地見学の内容 .....		42
Ⅲ 安城市農村総合整備計画へのコメント		
Ⅲ-1 土地改良区の立場から .....	神谷 臣良 .....	45
Ⅲ-2 農業協同組合の立場から .....	神谷 安正 .....	47
Ⅲ-3 研究者の立場から .....	渡辺 光雄 .....	49
Ⅲ-4 研究者の立場から .....	小島 正樹 .....	52
Ⅳ 討論会記録 .....		54
研究部会誌「農村計画」投稿要項 .....		56
農村計画研究部会規約		



## は じ め に

昭和49年度・関東地方，昭和50年度近畿地方の研究集会に引続き，昭和51年度は東海地方，愛知県安城市において，農村計画研究部第10回研究集会を開催した。

この研究集会は，特定の地域についての研究報告を主体にした従来の研究集会とは趣を変えて，市町村の農村総合整備計画担当者の声に耳を傾け，それを軸にして農村総合整備の今後あるべき姿を参加者一同で模索する，という「討論集会」として企画したものである。安城市は，農村総合整備モデル事業（安城南部地区）の実施地区であり，これに伴って「農村総合整備計画」を策定し，また市全体の総合計画として「第2次安城市総合計画」を策定している。さらに，上位計画としての「第3次愛知県地方計画」や，「西三河地域基本計画」も策定されている。安城市は，日本の農村計画の大先達である故山崎延吉翁の指導のもとに，かつては日本のデンマークと称されたほどのすぐれた農業地帯として発展した地域であるが，名古屋市の近郊に位置していることから近年は人口の急増と工場地帯としての発展が目ざましい地域でもある。つまり，農業・商工業・住宅などの諸要因と，それに関連する各省庁の施策や権限が複雑に交錯し合う地域になっているわけである。このような地域における市町村の第一線担当者は，省庁間の施策という横方向の調整と，多様な要求を持つ市民と上級官庁としての権限を持つ県庁との間の縦方向の調整に苦慮しつつ，なお市町村としての自主性を失わない将来計画を具体的に策定して行かねばならない。この第一線を担う人々の仕事はどれ程困難であるか，またその成否がどれ程重要な意味を持つか，を参加者全員が肌で確めるために，また，同じ世代の技術者としての共同の責務を果たすために各々の専門分野・各々の立場の人間が今後何をしなければならぬかを討論し，かつ各々が考えるために，この研究集会を企画したものである。

具体的な日程は次のとおりであった。

7月22日（木） 於安城市民会館

1. あいさつ（研究部会長太田更一氏及安城市長杉浦彦衛氏）
2. 安城市の農村総合整備に関する報告  
① 第2次安城市総合計画

：市長公室企画課長 小松忠良氏

② 農村総合整備計画と農業振興地域整備計画

：経済原生部農務課長 近藤 彰氏

③ 安城南部地区農村総合整備モデル事業計画

：建設部土地改良課長 深津後一氏

### 3. 現地見学

① 安城温室福釜団地園芸組合（0.65 ha 10棟）

② 新池肉牛組合（900頭 去勢牛若令肥育）

③ 高棚地区農村公園（3,000㎡）

④ 高棚地区公民館及集落排水路整備

⑤ 安城市農協総合センター

### 4. 懇親会及宿泊（三河ハイツ）

7月23日（金） 於三河ハイツ

1. 農村計画研究部会総合

2. 東海農政局管内の農村総合整備事業紹介：農林省東海農政局技術課課長補佐 春日紀芳氏

3. 安城市農村総合整備計画へのコメント

① 安城土地改良区副理事長 神谷良臣氏

② 安城市農業協同組合長 神谷安正氏

③ 岐阜大学教育学部助教授 渡辺光雄氏

④ 京都大学農学部大学院 小島正樹氏

4. 昼食

5. 総合討論

司会：農村開発企画委員会主任研究員 石光研二氏

参加者は講師を含めて120名であった。

この研究集会の開催については，安城市の皆様，愛知県岡崎農地開発事務所，愛知県片耕地課，農林省東海農政局技術課の担当者各位，それに農村建築の分野からのコメントを頂いた渡辺氏をはじめ講師各位，その他多くの皆様の暖かい御支援を得た。心から御礼申し上げる次第である。新しい分野の開拓には成功もあり失敗もある。たとえつたない歩みであっても，ひるまずに歩き続けることがこの部会の使命であろう。会員各位の御協力に感謝しつつ，この号を編集した。

昭和52年3月

農村計画研究部会

常任幹事

## Abstract

This special issue contains the reports on the 10th assembly of the society of rural planning in Japan. The assembly was held in July 22 and 23, 1976, in Anjyo City, Aichi Prefecture.

Anjyo City in the past was a famous agricultural developed district, where agriculture was led by Enkichi Yamazaki, Father of Japanese Rural Planning and people called it Japanese Denmark. However, Anjyo City is now facing the new aspects of industrialization and urbanization in the suburb of Nagoya Megalopolis. In such regions, the actual policies for urbanization and agriculture development are very complicated. Then the policy makers are now suffering from the suitable methods concerning on planning technics on rural and urban districts.

In order to see such actual urban problems at Anjyo City and to discuss the methods solving such agricultural and urban problems from the point of view of rural planning, members of society of rural planning gathered in Anjyo City.

The program in the meeting was as follows.

In the morning of the first day, July 22, 1976, members heard the following three general reports on Anjyo City.

1. On the Comprehensive Plan of Anjyo City.
2. On the Master Plan for Agriculture Development Region and the Rural Comprehensive Improvement Plan.
3. On the Model Project in the Rural Comprehensive Improvement Plan in South-Anjyo District.

And in the afternoon, members have field trip on the following places in Anjyo City.

1. Anjyo Green House in Fukukama
2. Beef Cattle Station in Shinike
3. Rural Park in Takadana
4. Community Centre and Sewerage in Agricultural Settlement.
5. Agriculture Centre in Anjyo City

In the morning of the second day, July 23 1976, some commenters talk about the problems on the Rural Comprehensive Improvement Plan in Anjyo City, especially basing on the field trip on July 22, 1976 and in the afternoon we have general discussions.

# Ⅰ 安城市の農村総合計画に関する報告\*

## Ⅰ-1. 第2次安城市総合計画

小松 忠良\*\*

### Ⅰ 策定の背景

#### (1) 上位計画

新全国総合開発計画（S40～60年）、中部圏開発整備計画（S44～60年）、第3次愛知県地方計画（S45～60年）、西三河地域基本計画（S46～60年）、等が主要な上位計画である。これらは何れも高度経済成長時期に、昭和60年を目標にして高度成長路線に沿った計画として策定されたものである。たとえば、第3次愛知県地方計画の巻頭言の中で、当時の桑原知事は「飛躍の年に寄せて」と題して高度成長への抱負を述べている。この計画における安城市の評価は、「とくに、豊田、刈谷、安城、さらに碧南に至る地域は、急速な工業化の進展に依って農地の蚕食と人口的には若年層の増加がみられた。このため結婚適令層の増加により住宅需要が今後急増するものとみられ、住宅および住環境の整備、さらに公共用地の先行的確保に積極的な姿勢が必要である。\*\*\*」となっている。事実、オイルショックの時期（S48）までは、予測どおりの発展をとげて来た訳である。但し農地は「蚕食」というよりは「虫食い」というべき無秩序な状態で工場などに転用されていった。

このような背景の中で安城市の第2次総合計画が策定された。

#### (2) 第2次安城市総合計画

研究会資料（この号にはその1部のみ補足資料として収録）にも示すように、S45年を基準年次、S60年を目標年次として、S48年に策定されたものである。上位の諸計画や近隣諸地域の計画と若干性格を異にしているのは、

① 人間尊重を基本理念として将来の都市像を考えている点、および②土地利用計画において生活環境の保全を最優先に考えている点である。

\* 報告内容の録音テープ・報告者のメモ・当日配布資料を用いて文章化し、報告者の了解を得たもの。

\*\* 安城市役所

\*\*\* 原文よりの引用

#### 1) 計画の基調

人口の増加に伴う住居地域の拡大、工場の進出に伴う工場用地の拡大、商店街の拡充を計画している。職住の分離を前提とした職住近接の計画であり、ベッドタウン化の方向は目指していない。

#### 2) 人口にかかわる計画

計画総人口は年3.68%の成長を見込んでS60年で162千人である。昭和50年の中間実績ではこのベースより2,000人少ない111,200人となっている。これはオイルショック以降の社会増の鈍化によるものであるが、人口の急増は依然として続いていることに間違いはない。たとえば安城市を含む衣浦東部地区6市のS45～50年の社会増において、安城市1市の増が人口規模では約3倍に相当する他の5市合計の増を上まわっている。

流動人口についての傾向は表-1に示すとおりである。夜間人口に対する昼間人口指数の増加の傾向が認められる。これらは職住近接の施策により市内での就業機会が増大したことによるものと思われる。

表-1 人口流動状況

		S45年国調	S50年国調	増加率
夜間人口		94,307人	111,042人	18%
流出人口	総数	15,624	19,308	23
	就業者	13,133	16,433	25
	通学者	2,491	2,875	15
流入人口	総数	12,832	17,634	37
	就業者	10,297	14,906	45
	通学者	2,535	2,728	7
流入超過人口	総数	△2,792	△1,674	
	就業者	△2,836	△1,527	
	通学者	44	△147	
昼間人口		91,515	109,368	
昼間人口指数%		97.0	98.5	

市別の流動状況を見ると表-2のとおりである。

表-2 市別の人口流動状況

S45年国調		S50年国調	
流出	流入	流出	流入
名古屋 4,825	岡崎 2,979	名古屋 5,369	岡崎 3,448
刈谷 3,132	西尾 1,649	刈谷 3,321	刈谷 2,573
岡崎 2,093	刈谷 1,444	岡崎 2,709	西尾 1,927
西尾 1,181	豊田 913	西尾 1,746	知立 1,328
豊田 1,133	名古屋 901	豊田 1,614	豊田 1,258

第1次～第3次の産業別就業人口計画は、S45年の19.3 : 50.3 : 30.4%からS60年の7.8 : 61.2 : 31.0%に移行することを目標としている。第1次産業はS35年の38%から急速に減少を続けており、この傾向は当分続くものと考えられる。第1次産業からの転職先は主として第2次産業である。農業粗生産額については、稲作部門と畜産部門が横ばい、野菜花き及果樹部門は15%/年程度の成長を推計している。農地の潰瘍・住宅地の進出に伴う畜産公害等の問題の顕在化によるブレーキはかかるが、その反面大消費地の近郊であるという利点があるので、野菜等の作物部門の伸びが期待される訳である。第2次産業についてはS35年の37%からS45年の50%へと急速な成長を示しており、この成長が続くものとして計画している。但し、工場の新規立地に関しては「新規立地企業に係る公害防止のための指導基準\*」を設け、公害の発生を事前に防止できるよう配慮している。採用している基準は非常に厳しい。第3次産業については、比較的ゆるやかな成長を見込んでいる。

### 3) 市街化地域内の土地利用にかかわる計画

都市計画法による市街化地域の線引きをどうするか問題である。表-3に用途地域別の収容人口計画を示す。安城市の市街は東海道本線安城駅を中心にして発達して来たが、名鉄本線及名鉄西尾線の各駅を核にした発達も見られる。これらの実情をふまえた土地利用計画が策定されている。市街化地域は表-3及図-1に示すように1,820 haである。S60年の計画人口162千人のうち115,700人はこの市街化地域内に収容することになる。人口増はこの地

\* 補足資料に収録しておく。

表-3 用途地域と収容人口

	面積	ha当り標準的人口	計
住居地域(1種, 2種, 住居)	1,041	$\times 80 =$	83,280人
商業地域(商業, 近隣商業)	148	$\times 150 =$	22,200
工業地域(工業, 準工業)	511	$\times 20 =$	10,220
工業専用地域	120	$\times 0 =$	0
計	1,820		115,700
標準的収容人口	115,700人(市街化) +		
	48,355*人(調整区域) =		164,055人

\* 50年国調

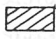

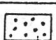
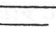
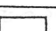
域内で吸収され、市街化調整区域(即農振地域)内での人口は約48千人のまま横ばいを続ける計画である。

表-3に示す用途地域別のha当り標準収容人口は好ましい生活環境のガイドラインとして設けたが、現実にはこの思惑とは異った土地利用が行われている。たとえば、地価が安い工業地域内に多少生活環境は悪くとも住居を求める市民が多くなり、1ha当りの収容人口は20人を超えて住居地域の密度に近づこうとする力が働いている。このことは一方では住工分離を困難にし、将来の市民の生活環境保全計画に禍根を残すことになりかねないのであるが、この傾向は相変わらず続いている。地価の高騰が社会悪の根源と云われ、国連の住宅環境会議でも土地政策の軌道修正が要求された。我が国では国土利用計画法の施行や市街化区域内農地の宅地並み課税等により、よおやく土地問題に一定の秩序が回復するものと期待されたのであるが、その実効はあらわれていないのが実情である。

### 4) 農地と緑地の確保にかかわる計画

かつて日本のデンマークと云われた安城市の特色を維持するためにも、農用地は減少を続けているとはいえ一定の水準は確保するよう計画を定めている。(農業振興地域内の農用地を現況のまま3,670 haとするよう、農業振興地域整備計画が策定されている。市全体の農用地はS45年で6,025 ha, S60年で4,958 haである。)この数字は従来までの農用地の蚕食傾向から考えると、かなり思い切った農用地確保の方針であると云える。

緑地については市民1人当りの公園面積を10㎡/人とするよう計画している。しかしこの実現は現実には不可能と思われる。計画中の都市計画公園が全て完成したとしても1人当り面積は3.7㎡にしかならない。(所謂生産緑地は公

凡	例
	住居地
	商業地
	工業地
	幹線道路
	農地等

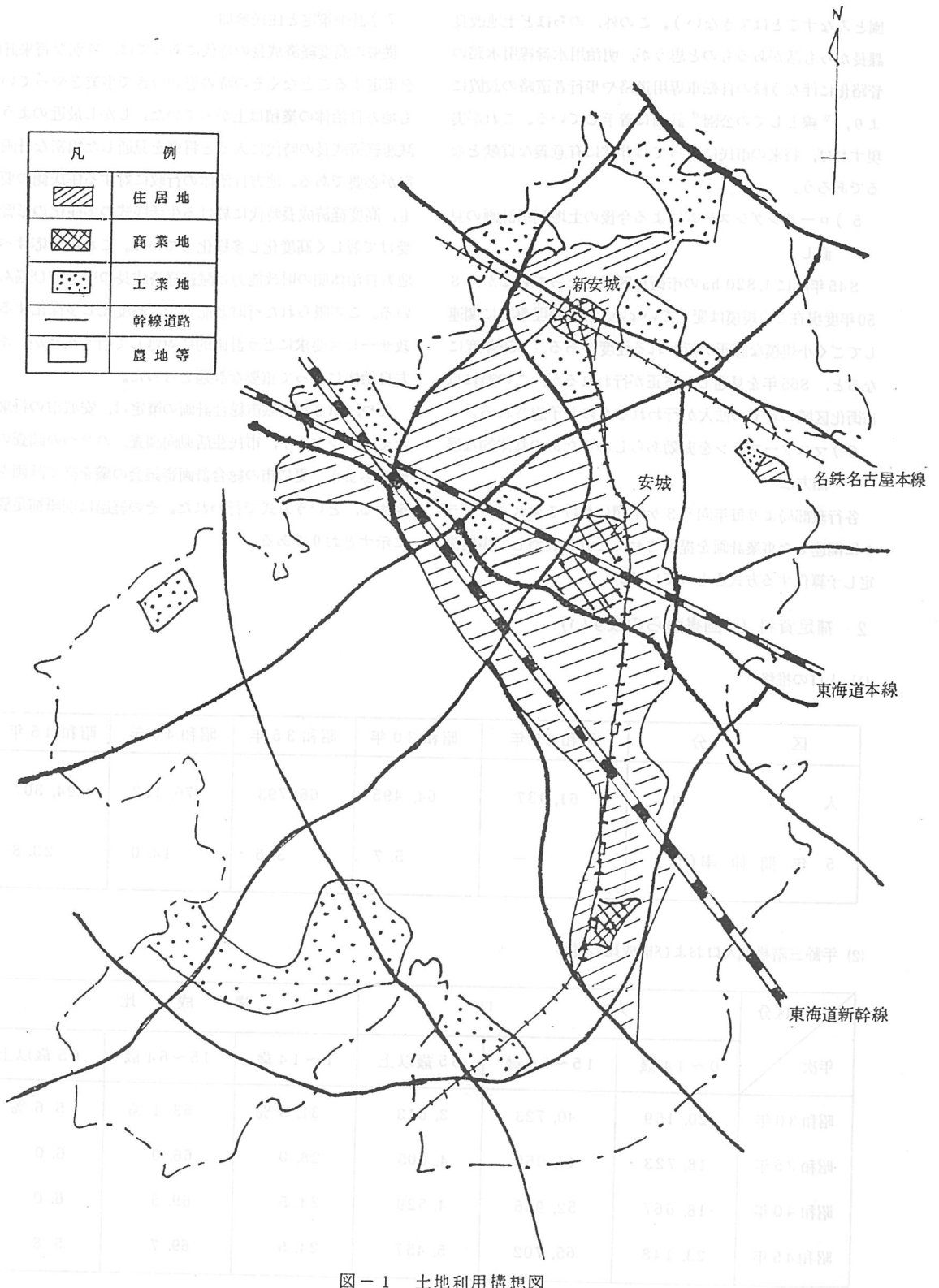


図-1 土地利用構想図

園とみなすことはできない)。この外、のちほど土地改良課長からも話があるものと思うが、明治用水幹線水路の管路化に伴う緑の自転車専用道路や歩行者道路の設置により、「線としての公園」計画に着手している。これが実現すれば、将来の市民にとっては非常に有意義な貢献となるであろう。

5) ローリングシステムによる今後の土地利用計画の見直し

S45年度に1,820 haの市街化区域をとっているが、S50年度現在この規模は変えていない。区画整理事業に関連してごく小規模な修正が行われる程度である。S55年度になると、S65年を見通した修正が行われるが、この際には市街化区域の若干の拡大が行われるものと予想される。

6) マスタープランを実効あらしめるための具体的な展開方法

各行政部局より毎年向う3ヶ年間に於けるマスタープランに関連した事業計画を提出させ、これを調整して事業決定し予算化する方式をとっている。

7) 計画策定と住民参加

従来の高度経済成長の時代にあつては、特別な将来計画を策定することなくその時の思いつきで事業をやつていても地方自治体の業績は上がつていた。しかし最近のような減速経済成長の時代に入ると将来を見通した綿密な計画策定が必要である。地方自治体の行政に対する住民側の要望も、高度経済成長時代に於ける生活様式の多様化の影響を受けて著しく高度化し多様化している。これに対応すべき地方自治体側の財政能力は減速経済成長の中で伸び悩んでいる。この限られた行財政能力で、高度化し多様化する行政サービス要求にどう計画的に対処して行くべきか、が地方自治体にとって重要な課題となつた。

なや、第2次安城市総合計画の策定は、安城市の将来を考えるアンケート、市民生活動向調査、の2つの調査の成果をふまえ、更に市の総合計画審議会の議を経て計画を策定する、という方式で行われた。その経過は別紙補足資料に示すとおりである。

2 補足資料 (計画書からの抜粋)

(1) 人口の推移

区 分	昭和25年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年
人 口	61,037	64,495	66,793	76,152	94,307
5年 間 伸 率(%)	—	5.7	3.6	14.0	23.8

(2) 年齢三階級別人口および構成比の推移

区分 年次	人 口			構 成 比		
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	1~14歳	15~64歳	65歳以上
昭和30年	20,159	40,723	3,613	31.3%	63.1%	5.6%
昭和35年	18,723	44,065	4,005	28.0	66.0	6.0
昭和40年	18,667	52,956	4,529	24.5	69.5	6.0
昭和45年	23,148	65,702	5,457	24.5	69.7	5.8

## (3) 計画の指標

区 分	単 位	標準年次 (45年)	中間年次 (52年)	目標年次 (60年)	指数(45年=100)	
					52年	60年
人 口	千 人	94	121	162	129	172
人 口 密 度	人/km <sup>2</sup>	1,101	1,418	1,893	129	172
年齢別人口 0~14歳	千 人	28	30	40	130	174
15~64歳	千 人	66	84	111	127	168
65歳以上	千 人	5	7	11	140	220
就 業 人 口	千 人	53	63	80	119	151
第 1 次 産 業	千 人	10	8	6	80	60
第 2 次 産 業	千 人	27	34	49	126	181
第 3 次 産 業	千 人	16	21	25	131	156
世 帯	千世帯	22	31	46	141	209
1 世 帯 当 り	人	4.3 (44年)	3.9	3.5	91	81
生 産 所 得	億 円	676	1,544	2,575	228	381
第 1 次 産 業	億 円	31	41	86	132	277
第 2 次 産 業	億 円	524	1,205	1,986	230	379
第 3 次 産 業	億 円	121	298	503	246	416
農 業 生 産 額	億 円	54	75	158	139	293
工 業 出 荷 額	億 円	1,468	2,917	5,303	199	361
商 品 販 売 額	億 円	593	956	1,834	161	309

## (4) 産業別就業者数の推移とみとおし

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		比較 昭35=100	
	人 数	構成比	人 数	構成比	人 数	構成比	昭40	昭45
第1次産業	13,824	38.05	12,100	28.60	10,222	19.25	88	74
第2次産業	13,435	36.98	18,208	43.03	26,725	50.31	136	199
第3次産業	9,073	24.97	12,005	28.37	16,170	30.44	132	178
計	36,332	100.00	42,313	100.00	53,117	100.00	116	146
区 分	昭和45年		昭和52年		昭和60年		比較 昭45=100	
	人 数	構成比	人 数	構成比	人 数	構成比	昭52	昭60
第1次産業	10,222	19.25	8,289	13.10	6,208	7.80	81	61
第2次産業	26,725	50.31	34,103	53.90	48,706	61.20	128	182
第3次産業	16,170	30.44	20,879	33.00	24,671	31.00	129	153
計	53,117	100.00	63,271	100.00	79,585	100.00	119	149



## (5) 住宅用地・工業用地・公共用地等の必要面積の推移

単位 ha

区 分	昭和45年1月1日現在(推計)	昭和45年～昭和52年	昭和53年～昭和60年
住 宅 用 地	809	184	339
工 業 用 地	239	162	70
公 共 用 地 等	1,372	129	183
計	2,420	475	592

## (6) 農業用地の減少面積

単位 ha

区 分	昭和45年～昭和52年	昭和53年～昭和60年
田	394	493
畑	81	99
計	475	592

## (7) 土地利用構想

区 分	基準年次 (昭45)	中間年次 (昭52)	目標年次 (昭60)	構 成 比		
				基準年次	中間年次	目標年次
農 用 地	6,025	5,550	4,958	71	65	58
住 宅 用 地	809	993	1,332	9	12	16
工 場 用 地	239	401	471	3	5	6
雑 地	122	122	122	1	1	1
公 共 用 地 等	1,372	1,501	1,684	16	17	19
計	8,567	8,567	8,567	100	100	100

## (8) 土地利用計画の構想(昭和60年)

単位 ha

区 分	総 面 積	住 居 地	商 業 地	工 業 地	そ の 他
面 積	8,567	1,441	163	881	6,082
構 成 比	100.0	16.8	1.9	10.3	71.0



(9) 土地区画整理事業予定地（中間年次まで）

地区名	面積	進行状況	地区名	面積	進行状況
安城駅前	11.6 ha	施行中	北部（里）	64.5 ha	予定
安城南	72.2	計画中	二本木北	52.0	〃
安城東	62.2	〃	古井	48.0	〃
小川	18.2	〃	中部（篠目）	100.0	〃
今本	12.1	〃	和泉	80.0	〃
住吉	32.0	予定			

(10) 土地区画整理事業のみとおし

区分	年次	45	52	60
	か所数		3	14
面積		214.5 ha	767.3 ha	1,218.3 ha

(11) 工場数・従業者数・製造品出荷額等のみとおし

区分	単位	基準年次	中間年次	目標年次	比較（昭45=100）	
		昭45	昭52	昭60	昭52	昭60
工場数	—	603	617	633	102	105
従業者数	百人	244	307	438	126	180
製造品出荷額等	億円	1,468	2,917	5,303	199	361
1人当り出荷額等	万円/人	602	950	1,210	158	201
工場面積	ha	239	401	471	168	197

(12) 商店数，従業者数，商店販売額のみとおし

区分	単位	基準年次	中間年次	目標年次	比較（昭45=100）	
		昭45	昭52	昭60	昭52	昭60
商店数	—	1,434	1,887	2,612	132	182
従事者	百人	55	74	91	136	167
商品販売額	億円	593	956	1,834	161	309
1人当り販売額	千円/人	10,833	12,837	20,070	118	185

03 農産物生産の目標

区 分	昭和45年度		昭和52年度		昭和60年度		比較 昭45=100	
	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額	昭52	昭60
米	17,600 <sup>t</sup>	百万円 2,398	17,100 <sup>t</sup>	百万円 2,360	15,300 <sup>t</sup>	百万円 2,219	98	93
麦・雑穀・いも	2,453	109	5,592	279	12,303	677	256	621
野 菜	20,961	1,018	46,740	2,570	119,945	9,595	252	943
果 実	3,228	215	4,800	384	9,000	900	179	419
花 き		125		213		468	170	374
そ の 他		48		82		147	171	306
畜 産		1,515		1,608		1,767	106	117
加工農産物		20		30		45	150	225
合 計		5,448		7,526		15,818	138	290

農業就業者1人当り生産額のみとおし

区 分	昭和45年	昭和52年	昭和60年	比較 昭和45=100	
				昭52	昭60
就 業 者 数	10,520	8,289	6,208	79	59
農 業 生 産 額 (百万円)	5,448	7,526	15,818	138	290
就業者1人当り生産額 (千円)	518	908	2,548	175	492

農家数のみとおし

区 分	昭和45年	昭和52年	昭和60年	比較 昭和45=100	
				昭52	昭60
専 業	537	524	500	98	93
第 1 種 兼 業	2,278	1,726	1,205	76	53
第 2 種 兼 業	3,785	3,916	3,963	103	105
計	6,600	6,166	5,668	93	86

14) 目標年次における経営類型別指導目標

経営類型	規模	主要作付(飼養)体系	所得目標	主要資本装備
水稲作	水田 10 ha	{ 直まき水稲 5 ha 移植 5 ha +裏作麦 5 ha	万円 約365	トラクター スピードダスター 動力田植機 コンバイン ライスセンターへ委託
施設野菜 きゅうり作 (とまと作)	50 a フィルムハウス (1,500坪)	半促成 25 ha 抑制～早熟 25 ha	約385	連棟ハウス 自動灌水施設 暖房施設 動力噴霧機
温室花丹作	温室 40 a (1,200坪)	① きく～メロン～メロン (年木出) ② きく～夏きく～メロン (1～2月出) (半促成)	約450	ガラス室(500坪大連棟) 自動冷暖房施設 自動かん水施設 (育苗過程の分業化)
	同上	カーネーション	約450	同上
	同上 37 a (約1,100坪)	アツエンドラ ペコニア アナナスファッシャータ グズマニヤアマグニヒカ 以上鉢物	約450	同上
畑地 野さい作	畑 3 ha	① すいかーだいこん ② にんじんー夏まきかんらん ③ かぼちゃー夏まきはくさい	約330	トラクター ライムソウ スロースプレー スプリングラー トランスplanター 洗滌機
果樹作	なし 3 ha	早生 30% 普通 70%	約330	トラクター ブロードキャスター 深耕施肥機 SS中型動力カッター
肉用牛	索牛 150頭 ほ場 1.5 ha 飼用敷地 20 a (索牛150頭)	戸外放飼式 不断給飼 索牛6か月令を導入 12カ月肥育 年間150頭出荷	約300 (375)	飼料給与 給水施設 サイロ カッター トラクター 付属機械
乳牛	経産牛 30頭 育成牛 4 ほ場 3 ha 経産牛 40頭 (育成牛 6 ほ場 4 ha)	搾乳専門化 更新牛の1/2を自家補充 飼料作 } は他へ委託 仔牛生産	約300 (400)	牛舎施設 パイプラインミルク 自動給飼機 パーキウムカー 運搬車 (飼料作物用機械)
肉豚	常時 500頭 敷地 15 a (常時 700頭) 敷地 20 a	年間3回転肥育 年間1,500頭出荷 (年間2,100頭出荷)	約300 (420)	豚舎施設 スチームクリーナー 自動給飼機 運搬車 ふん尿処理機など
採卵鶏	採卵鶏 10,000羽 敷地 35 a (採卵鶏 15,000羽) 敷地 50 a	成鶏管理, 自動給飼, 自動給水, 自動除ふん, 混合ワクチン接種, スチーム消毒, 春すう, 年6回1回1,700羽	約300 (450)	ケージ鶏舎 自動給飼機 除ふん機 飼料タンク 運搬車 選卵機 乾燥機 倉庫(育すう分業化)
茶業	茶園 成園 3 ha 更新園 0.6 ha	かぶせ茶 1.5 ha せん茶 1.5 ha	約450	動力摘採機 動力噴霧機 凍霜外防除施設 定置配管 送別調製 冷蔵施設

15 新規立地企業に係る公害防止のための指導基準

第1 目的

新規に立地する企業に対し、その事業活動に伴って生ずる大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動および悪臭等公害対策上必要な環境の条件につき、市民の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準（別表）を定める。

第2 立地の制限

- 1 企業は公害対策を困難とする物質を排出しないものであること。
- 2 企業は住工分離の立前から原則として工業専用地域を選択するものであること。
- 3 予定する敷地内の緑化率を30%以上確保できる企業であること。
- 4 指導基準に基づく公害防止協定の締結に応ずる意思のある企業であること。
- 5 住民の立入調査権を公害防止協定に規定することに同意する企業であること。

第3 水質汚濁防止対策

- 1 工場排水を排出する公共用水域に定められている生活環境の保全に関する環境基準以下の水質とする。
- 2 有害物質については人の健康に係る環境基準を適用するものとする。
- 3 有害物質以外の一般項目については、特別のものを除き排水基準の10分の1から5分の1を目標として規制する。

2 水質（衣浦湾・境川等水域）

項	日	基準値（許容限度）		
		国の基準	県の基準	市の基準
水素イオン濃度（PH）		5.8～8.6	5.8～8.6	6.5～8.5
生物学的酸素要求量		160 ppm(120)	25 ppm(20)	10 ppm(5)
浮遊物質（SS）		200 (150)	30 (20)	10 (5)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		(鉱油物) 5	2	2 (1)
フェノール類含有量		5	1	0.2
銅含有量		3	1	0.2
亜鉛含有量		5		2
溶解性鉄含有量		10	5	2
溶解性マンガン含有量		10	5	2
クロム含有量		2		0.2
弗素含有量		15		2
大腸菌群数		(3,000)個/cm <sup>3</sup>		(300)個/cm <sup>3</sup>
カドミウムおよびその化合物(カドミウムとして)		0.1		検出されないこと
シアン化合物(シアンとして)		1		検出されないこと
有機燐化合物(有機燐として)		1		検出されないこと
鉛およびその化合物(鉛として)		1		0.1
六価クロム化合物(六価クロムとして)		0.5		0.05
砒素およびその化合物(砒素として)		0.5		0.05
水銀およびアルキル水銀化合物(水銀およびアルキル水銀として)		検出されないこと		検出されないこと

(注)  
1. 数値は最大値とする。ただし( )内については、日間平均値とする。  
2. 進出企業に対する工場排水については、河川の環境基準を十分遵守し得るよう配慮する。

第4 大気汚染防止対策

- 1 K値を2.92以下とする。
- 2 煙突の高さは25m程度に押える。
- 3 衣浦周辺地域公害防止計画の策定にあわせてS分の総量規制を検討する。

第5 騒音・振動防止対策

- 1 原則として住居地域並の基準を適用する。
- 2 特別の事情があると認められる場合であっても、立地予定地域の規制基準より最小1ランク厳しい用途地域における規制基準別表3.4を適用する。

第6 悪臭防止対策

第1種地域の規制規準以下とする。

第7 土壌の汚染防止対策

カドミウム等蓄積性のある有害物質については次によるものとする。

- 1 工場排水につき検出されないこと。
- 2 ばい煙発生施設につき県条例に規定する規制基準の10分の1以下とする。

公害防止指導基準値表

1 大気

大気汚染防止法施行規則第3条第1項中のK値		備考
国の基準値	市の基準値	煙突の高さを25m以下とする。
22.2	2.92	

3 騒音

地域別	国・県の基準値			市の基準値		
	AM8～PM7	AM6～AM8 PM7～PM10	PM10～AM6	AM8～PM7	AM6～AM8 PM7～PM10	PM10～AM6
準工業地域	65ホン	60ホン	50ホン	50ホン	45ホン	40ホン
工業地域	70	65	60	65	60	50
工業専用地域	75	75	70	70	65	60
未指定地域	60	55	50	50	45	40

4 振動

地域別	県の基準値			市の基準値		
	AM8～PM7	AM6～AM8 PM7～PM10	PM10～AM6	AM8～PM7	AM6～AM8 PM7～PM10	PM10～AM6
準工業地域	0.9mm/sec	0.6mm/sec	0.3mm/sec	0.6mm/sec	0.3mm/sec	0.3mm/sec
工業地域	1.2	0.9	0.6	0.9	0.6	0.3
工業専用地域	1.5	1.2	0.9	1.2	0.9	0.6
未指定地域	0.7	0.5	0.3	0.6	0.3	0.3

(16) 第2次安城市総合計画策定経過の概要

昭和40年 7月10日 安城市総合計画審議会条例を制定。  
(条例第19号)

昭和43年 9月 安城市総合計画(第1次)作成。

昭和46年 7月 1日 1. 総合計画を策定するため「市民生活動向調査」を行なう。調査対象・普通世帯の世帯主および満15歳以上の者無作為抽出約10%(約2,200世帯)

2. 本市の住宅事情を把握するため、国勢調査資料をもとに「昭和45年国勢調査地方集計結果報告書」を刊行。

昭和46年11月30日 安城市総合計画審議会開催(第1回)。

1. 委員委嘱(20名)
2. 会長・副会長の選出。
3. 安城市長から第2次安城市総合計画の策定について諮問。

昭和47年 1月20日 「安城市の将来に関するアンケート」を実施。

対象 市議会議員・町内会会長・各団体代表者・自治功労者などの有識者約300名

回収率 65.7%(195名)

昭和47年 2月 「基本構想のための基礎調査資料集」刊行。

昭和47年 3月 「市民生活動向調査報告書」刊行。

昭和47年 4月 「第2次総合計画の基本構想作成の課題」まとめる。

昭和47年 4月22日 安城市総合計画審議会開催。(第2回)

「基本構想のための基礎調査資料集」および「第2次総合計画の基本構想作成の課題」の説明。

昭和47年 6月 2日 安城市総合計画審議会開催。(第3回)

地域開発講演会「安城市の開発の方向と将来の都市像」をひらき意見を聞く。

講師 愛知教育大学名誉教授 伊藤郷平氏

昭和47年 6月15日 安城市総合計画専門委員会(市役所内部組織)開催。(第1回)

1. 第2次安城市総合計画の作成について。
2. 主要事業の進行管理について。

昭和47年 7月15日 安城市総合計画審議会開催。(第

4回)

1. 基本構想事務局案の説明と委員からの意見聴取。
2. 愛知教育大学名誉教授栗原光政氏より基本構想案に対する意見を受ける。

昭和47年 8月 9日 安城市総合計画審議会開催。(第5回)

1. 安城市長に対して基本構想を答申。
2. 愛知教育大学名誉教授栗原光政氏の講評を受ける。

昭和47年 8月17日 安城市総合計画専門員会議開催。(第2回)

基本計画案の作成を依頼。

安城市総合計画審議会委員に基本計画作成に関する意見を聴取。

昭和47年 9月26日 基本構想を市議会において議決。

(地方自治法第2条第5項)

昭和47年11月 1日 基本構想告示。(第47号)

昭和48年 1月10日 事務局において基本計画草案をまとめ、総合計画審議会委員に送付。

昭和48年 1月17日 安城市総合計画審議会開催。(第6回)

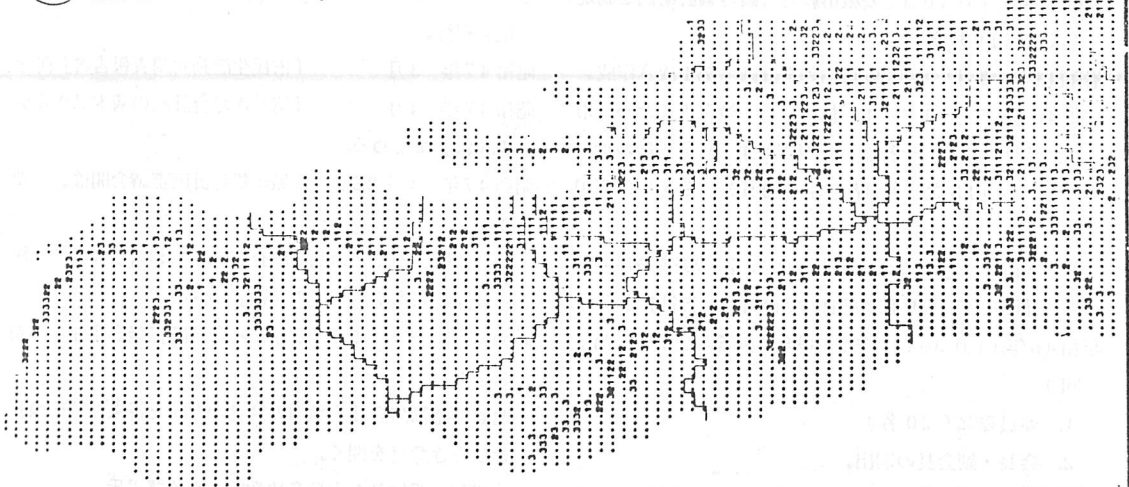
基本計画事務局案についての説明および意見聴取。

昭和48年 1月24日 安城市総合計画審議会開催。(第7回)

1. 安城市長に対して基本計画を答申。
2. 安城市長が昭和48年度～昭和50年度の実施計画の概要を説明。

昭和48年 2月 2日 第2次安城市総合計画案について愛知県知事と協議。

# ○豊かな未来への開拓に奉仕!



札幌・東京・京都・大津・大阪・広島・福岡

## 内外エンジニアリング株式会社

本社：京都市南区久世中久世町2丁目103  
〒601 TEL 075-933-5111(代)

【 - 2 農業振興地域整備計画と農村総合整備計画

近藤 彰\*

1 農業振興地域整備計画

(1) 経緯

S 45年4月24日に、県内では豊橋市と共に最初に指定をうけ、S 49年5月10日に県知事により計画が認可された。従って計画策定に4年間を要したことになる。これは主として土地利用計画における農用地の設定に手間どったためである。その間に集落での説明会を何度も繰返し、計画内容の公告縦覧を計3回実施している。最初の計画案は「市街化調整区域内の農地はすべて（農振法上の）農振地区とする」という協議会の基本方針に従って策定されたものであった。しかしその後幹線道路の両側50m～60mを農用地指定からはずす方向も（土地基盤整備事業の実施対象とし得るか否かの問題と関連して）検討され、この方向に沿った計画案が公告縦覧された。しかし、土地基盤整備事業の対象はあく迄も農用地に指定された区域に限定するという県の強い指導方針もあって再検討され、最終計画案がS 49年5月に得られた。

(2) 農振地域の面積

市の全面積（8,567 ha）中、市街化区域は21%（1,820 ha）、市街化調整区域＝農業振興区域は79%（6,747 ha）となった。愛知県下の市町村では一般に市街化区域が7割程度であるのに比べると、安城市における農業振興地域の比重は非常に大きいと云える。

(3) 農振地域内の土地利用計画

表一4に示すとおりである。農用地の計画面積3,670 haは農振法にいう農用地としての指定をうけるもので、その内訳は表一5に示すとおりである。農振地域内の農地の農用地設定割合は75.2%になる。一方、市街化区域内にある農地は723 haである。

また\*\*農振地域内の農地4,882 haのうち農用地区域か

\* 安城市役所

\*\* 当日の発表の中にはなかつたが、編集担当者の希望により、発表者の了解を得て追加。

表一4 農振地域内の土地利用計画

	現 況		計 画	
	実 数	比 率	実 数	比 率
農 用 地	4,882 <sup>ha</sup>	72.4 <sup>%</sup>	3,670 <sup>ha</sup>	54.4 <sup>%</sup>
山林・原野	50	0.7	50	0.7
宅 地	790	11.7	880	13.0
工 場 用 地	293	4.3	398	6.0
道路等公共 施設用地	572	8.5	705	10.4
そ の 他	160	2.4	1,044	15.5
計	6,747	100.0	6,747	100.0

表一5 農振地域内農用地の利用計画

	現 況	計 画	増 減
	ha	ha	ha
田	3,283	3,200	△ 83
畑	319	380	61
樹 園 地	68	90	22
計	3,670	3,670	

ら除外される1,212 haの内訳は表一6に示すとおりである。

このうち①と②については将来の用途が明確である。③は集落内居住者の将来の分家住宅新設などのための予備地として、⑤は幹線道路沿いの両側50m～60m分を将来のサービス施設等の建設のための予備地として留保してあるもので、その具体例を図一2に示す。③は集落区域内に介在する農地という名目ではあるが、図一2に見られるよう



表-6 農用地区域から除外される農地

用 途	ヶ所数	面 積	備 考
① 工場用地として利用	4ヶ所	91 <sup>ha</sup>	日本電装, 県企業局, アイシン精機, アイシンワナー
② 公共施設用地として利用	1	6	県工業用水道, 浄水道
③ 集落区域内に介在する農用地	44集落	882	連接集合して存在する住宅, 農業用施設, 商店, 工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域内の農用地
④ 自然的な条件から見て農業の近代化を図ることが適当でないと思われる	—	8	
⑤ 道路沿線都市街地として開発が進みつつある幹線道路沿線の農地	10	225	国道1号線など10路線沿い, 両側50m.
計		1,212	

に実際には集落の外周のまとまった農地も含まれていることがある。特に③の線引きは農家個々の利害がからんで来るので非常にやりにくい。この点については(5)項で改めて述べる。

(4) 農業の作目別振興計画  
水田中心の地域であり生産額も米が最も多い。兼業化(表-7参照)と機械導入による省力化が非常に進んでいる。政府売渡し米については、県内の約1割、西三河地域

表-7 農家戸数の推移

	総戸数	専 業 別 内 訳			経 営 耕 地 規 模 別 内 訳						耕作しない農家
		専 業	第1種兼業	第2種兼業	0.5ha未満(〜3)	0.5〜1.0ha(3〜5)	1.0〜1.5ha(5〜7)	1.5〜2.0ha(7〜10)	2.0〜3.0ha(10〜20)	3.0ha以上(20〜)	
昭和35年	7,186	1,876	2,858	2,452	2,385	2,211	1,064	681	135	-	10
昭和40年	6,860	646	2,820	3,394	2,302	2,115	1,632	657	148	-	6
昭和45年	6,600	537	2,278	3,785	2,313	2,047	1,458	601	166	7	8

表-8 農家人口及び農業就業者数の推移

	農 家 人 口			農 業 就 業 者 数			左のうち主として農業に従事した日数		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
昭和35年	38,747	18,987	19,760	19,272	8,713	10,559	12,902	4,449	8,453
昭和40年	35,889	17,566	18,323	18,542	8,661	9,881	10,904	3,089	7,815
昭和45年	33,248	16,238	17,010	10,270	4,146	6,124	6,747	2,029	4,718



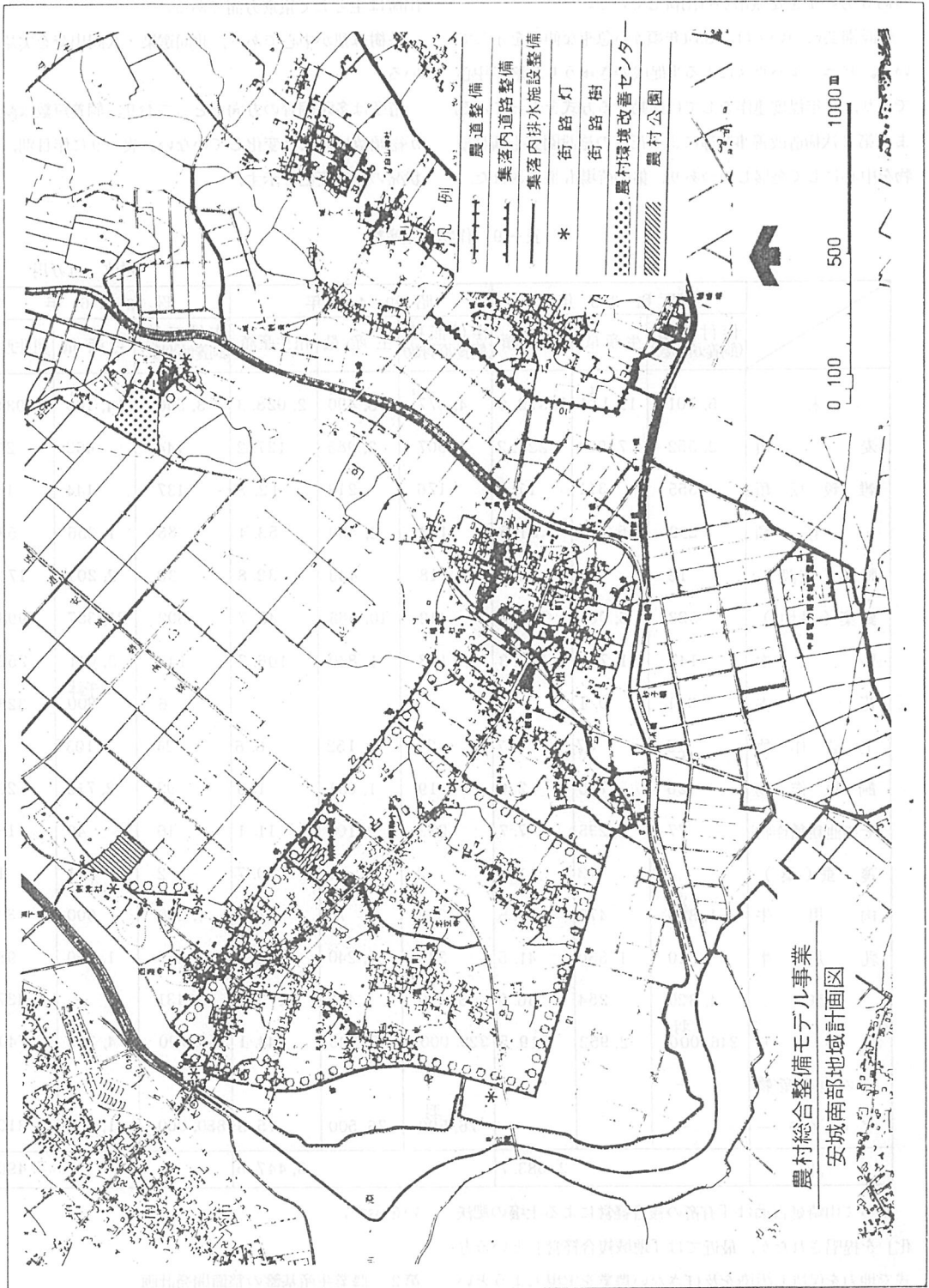


図-2 安城南部地域計画図

の約3分の1を安城市から出荷している。

施設園芸については、S34年頃から急速な伸びを示している。ビニールハウスによる半促成のきゅうり栽培が中心であり、3年程度連作をしては移動する方式をとっている。また第2次構造改善事業等による花きの施設園芸も観葉植物を中心にして発展しつつあり、集出荷場も整備された。

出荷は主として東京方面である。

果樹は梨が中心であり、共同選果・共同出荷を実施している。

畜産は多頭飼育の方向をとっており、飼養戸数は減ったが総頭数はあまり変化していない。表-9に作物別、生産状況の経年変化を示す。

表-9 作物別生産額

単位 百万円

	昭和35年			昭和40年			昭和46年		
	作付面積 (飼養頭羽数)	生産量	粗生産額	作付面積 (飼養頭羽数)	生産量	粗生産額	作付面積 (飼養頭羽数)	生産量	粗生産額
米	5,101 <sup>ha</sup>	19,114 <sup>t</sup>	1,372.6	4,877 <sup>ha</sup>	18,490 <sup>t</sup>	2,028.3	3,540 <sup>ha</sup>	14,100 <sup>t</sup>	1,934
麦類	2,552	7,904	227.2	1,007	2,985	127.2	144	462	29
雑穀豆類	355	311	17.5	176	213	12.8	137	144	14
いも類	292	5,166	51.5	153	2,430	53.4	88	1,356	58
野菜(施設)	12	90	3.6	18	443	32.8	30	2,201	171
野菜(露地)	323	6,001	153.0	412	10,886	45.7	802	21,357	998
果樹	147	1,781	103.3	133	1,840	106.7	143	3,041	252
花卉	0.1	0.1					6	千鉢 800	323
工芸作物	16	47	2.7	21	152	8.6	24	103	5
飼料作物	26	715	2.6	19	1,031	1.9	92	2,712	22
その他耕種作物	77	2,235	7.7	222	9,100	11.1	16	40	18
養蚕(桑)	4	3	1.5	2	1	0.7	2	771	1
肉用牛	1,895 <sup>頭</sup>	473	113.5	300	75	37.8	1,250	600	80
乳用牛	310	1,550	41.5	248	1,240	43.3	459	1,650	98
豚	4,320	254	66.0	8,100	486	173.9	9,431	-	437
にわとり	246,000 <sup>羽</sup>	2,952	519.5	329,000	3,948	748.1	356,700	4,272	740
その他畜産物	-								
ブロイラー	-			76,500 <sup>羽</sup>	76,500	15.3	880,000	1,408	310
計			2,683.7			3,447.6			5,490

かつて山崎延吉翁は「有畜の複合経営による土壌の肥沃化」を提唱されたが、最近では「地域複合経営」という方式で地力を保持し汚染を及ぼさない農業を実現しようという方向が検討されている。

今後の振興方針については、以下に農振計画よりの抜す

いを示す。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 土地基盤整備及び開発の方向

安城市は、全域にわたって平坦な地域であり北に高く

南に低い、その高低差は1万分の5程度で中央部に明治用水の幹線水路が流れ水田の大部分をかんがいている。地質はほとんどが洪積層であり、矢作川に沿って低温地に僅か沖積層がある。

土地基盤整備は、団体営によるほ場整備が進められ昭和45年度で全体耕地の約48%の2,570haの進捗状況である。昭和43年度より県営のほ場整理に着手し、西部地区869ha・中部地区509ha・南部地区500ha・北部地区297ha・東部地区235ha・合計2,410ha余の整備計画

を樹立し、団体営において各地区において583haを計画し実施している。県営・団体営総合計で4,000haの土地基盤整備を進め生産の省力機械化と灌排水の完全化によって、田畑輪換体系を確立し集团的生産組織の育成をはかり生産の拡大と安定経営をはかる。

農地の開発計画は、平担地であり開発の余地なく計画はない。基盤整備計画は次表のとおりである。

## 2 土地基盤整備開発計画

### (1) 地区別計画

#### (ア) 区域別計画

区域番号	事業の種類	附図番号	事業の概要	受益面積	備 考
A-3	ほ場整備	2	区画整理	9 ha	今村西部
	〃	3	〃	40	今池
	〃	4	〃	25	池浦北部
	〃	5	〃	147.3	県営北部
A-7	〃	11	〃	13.3	山中西部
A-8	〃	14	〃	16	藤井東部
	〃	12	〃	20	山中南部
	〃	13	〃	20	丸山南部
A-9	〃	6	〃	42.4	池浦
	〃	17	〃	127.5	県営西部第2期
計				460.5	

#### (イ) 区域越之事業

事業の種類	附図番号	事業の概要	受 益 範 囲		備 考	
			受 益 農 用 地 区 域 の 範 囲	受益面積		
ほ場整備	1	区画整理	A-1 里町 A-2 浜屋町	219 ha	浜 屋	
農道整備	9	農道整備のため新設ほ装	A-5 古井地区 A-8 藤井地区	A-6 桜井地区 A-7 小川地区	609	農面道路
排水改要	8	洪水防除	A-5 古井地区 A-8 藤井地区	A-6 桜井地区 A-7 小川地区	818	洪水道路
用水改良	7	用水路の新設改修	A-4 安城町地区 A-7 小川地区	A-5 古井地区 A-6 桜井地区 A-8 藤井地区	178	矢作第2水利
ほ場整備	10	区画整理	A-7 小川地区 A-8 藤井地区		10.2	小川中部
〃	15	〃	A-4 安城町地区 A-7 小川地区	A-5 古井地区 A-6 桜井地区	552.0	県営南部
〃	16	〃	A-4 安城町地区 A-11 福釜地区	A-9 箕輪地区 A-10 赤松地区	395.6	県営中部
〃	18	〃	A-14 城ヶ入・根崎地区	A-15 東端地区	30	東端東部

### 第3 農地等の権利取得の円滑化計画

#### 1 農地保有の合理化に関する誘導の方向

##### (1) 農業経営の目標

本地域は、豊田市及び刈谷市を中心とする自動車産業の発展により、都市化・工業化の進展が著しく農業の兼業化が進み地価の高騰によって農用地の財産的保有傾向が強くなり、このため農用地の流動化は乏しくなっている。したがって、自立志向経営の耕地面積の拡大による経営規模拡大は困難となっている。

したがって、今後当地域の経営形態の主流は集約的な施設園芸（やさい・花卉等）家畜（肉牛・豚・鶏）を中心とする資本装備の高度化によって組立てられると考えられる。その個人経営類型は、例えば肉牛協業経営は構成員1人当り150頭、ブロイラ協業経営・同専業経営はそれぞれ常時10,000羽、水稲+温室複合経営は水稲1.3ha、温室700㎡、水稲+養鶏複合経営は水稲1.8ha、養鶏3,000羽等が考えられる。

なお、経営基盤となる水稲については大型機械化体系の確立をはかるため、約50haを単位として協業体の育成をはかる。

##### (2) 農業経営の規模拡大の誘導方向

農用地の移動が活発におこなわれ、これが自立志向経営の面積規模拡大に結びつくとか、農用地造成の期待出来ない当地域においては、一方における兼業農家の増大傾向と合わせて考えて、今後とも農地移動を賃貸借の形態により移動させる方向に結びつけることが必要である。このため、長期的な展望において兼業農家の農用地を含め、自立経営を中核とし大型機械施設利用体系を主軸とする協業等集団的生産組織の育成助長を積極的に押し進め、この発展過程において中核となる自立経営の規模拡大に結びつくよう十分な配慮をするものとする。

##### (3) 農地の集団化の誘導方向

本地域の農用地は、明治用水の通水により開拓されたので比較的集団化されている。このため、土地基盤整備は近年になってようやく実施され、農地の約48%が実施済であり、今後未実施地域について、約1,500haを積極的に推進している。

農地集団化については、農用地及び水利の改善・農作業の機械化・作付方式の高度化等との関連を考慮して、これらの実施に努めるが、畜産・温室団地を造成し、協

業等集団的生産組織の育成をはかり集団化の推進を実情に応じて配慮する。農地の集団化の方向は、各種土地基盤整備事業と関連させて集団化を推進する。また、樹園地については集団化と生産の組織化を進める。

#### 2 権利取得の円滑化に関する措置

##### (1) 調査及び広報活動

市農業委員会の農振部会の活動により地区別の経営形態を把握し、市・農協と連携のもと、農協などの生産部会との話し合いの場をもちながら農業委員会活動の説明及び農地移動適正化あっせん事業の趣旨徹底をはかる。

##### (2) 農地等の権利移動に関するあっせんの対象範囲

農用地の移動を経営規模の拡大あるいは農用地の集団化の方向によって、適正円滑に進められるよう土地基盤整備事業と有機的な連けいのもとに、農業委員会による所要の権利取得にかかるあっせん事業を積極的に推進する。

##### ア 経営規模拡大の目標

(ア) 稲作経営	稲作	50 ha		
(イ) 複合経営	肉牛	60頭	稲作	1.6 ha
	採卵	3,000羽	〃	1.8
	種鶏	1,000羽	〃	1.8
	ブロイラー	7,000羽	〃	1.2
	肉豚	230頭	〃	1.3
	種豚	15頭	〃	1.0
	そさい	0.5 ha	〃	2.0
	ハウス	2,000㎡	〃	1.5
	温室	700㎡	〃	1.3
	果樹	0.5 ha	〃	2.0

##### イ 農地移動あっせん基準

(ア) 稲作経営	稲作	0.8 ha		
(イ)	肉牛	20頭	稲作	0.5 ha
	採卵	3,000羽	〃	0.5
	種鶏	1,000羽	〃	0.5
	ブロイラー	1,000羽	〃	0.5
	肉豚	50頭	〃	0.5
	種豚	5頭	〃	0.5
	そさい	0.1 ha	〃	0.5
	ハウス	1,000㎡	〃	0.5
	温室	300㎡	〃	0.5
	果樹	0.1 ha	〃	0.5

#### 第4 農業近代化施設の整備計画

##### 1 農業近代化施設の整備の方向

安城市の農業生産は、都市近郊地域農業として、主流としては、資本集約的な農業に移行するものと考えられる。その一例を挙げれば、施設を利用し気候条件を人工的に調節した野さい、花きの周年生産や中小家畜の多頭羽飼養と併行に生産団地化を推進して公害の回避をはかる。稲作については、生産組織化による生産性の向上と良質米の生産が本地域の生産の方向と考えられる。そこでこの地帯における重点作物として、米・麦・促成きゅうり・すいか・まくわうり（露地メロン）・いちご・トマト・なす・キャベツ・はくさい・ほうれん草・さといも・ねぎ・たまねぎ・大根・人参・花き・なし・ぶどう・茶・飼料作物・乳牛・肉牛・豚・鶏・ブロイラーを考え、これ等の今後における農業技術・生産体制のあり方及び農業近代化施設整備の方針はつぎのとおりである。

○米 麦 稲作の基本方向は基盤整備の推進と機械化による省力化を基調とした。生産性の高い稲作経営の確立を目標とする。このため集団規模おおむね30～50ha程度の営農集団を単位として、中・大型機械大系（トラクター・高性能防除機・自脱コンバイン・田植機）による省力栽培を集団の中核として進め稲作自立経営農家の育成をはかる。

また、2,000haの初が収容できるカントエレベーター（大型乾燥貯蔵施設）を設置する。裏作麦については、稲作生産組織を以って集団栽培地帯を形成する水田の高度利用を目的に期間借地による麦作の生産規模拡大をはかる。また、稲麦の良質な生産をするため現在ある採種面積を拡大するとともに種子精選施設を設置し県下における優良種子の生産をはかる。

○野菜類（施設）この地帯の施設果菜類は、西三河指定野さいの「きゅうり」及び「いちご」が主体である。いずれも労働集約的な生産形態をとり、農協の集荷場にそれぞれ運搬し共撰共販の体制をとられているものの、市域を一元的に集荷販売することが今後の課題としている。特にきゅうりについてのローテーションは12月播種し6月を以って終り後作に稲作が行われているが「きゅうり」を主体とした経営を考えるときよ年の栽培方法を取り入れ、9月播種翌年8月まで収かく1ヶ月土壤消毒としての期間をおき10a当りの生産を

10トンから25トンとする。施設としては、生産のため暖房機の設置、その他資材の更新をする。「いちご」においては現在10haに満たない面積であり、自立農家として1戸3,000㎡を目標として生産の拡大をはかる。また一部山岳育苗による、年内出荷をめざすなど品種の選択・作型の研究により、きゅうりと同様長期栽培と作付面積の増大による産地化をはかる。

○果菜類（すいか・トマト・露地メロン・なす）市の夏果菜については、南部地域で主に栽培され春夏野さいのうちでは比較的省力化できるものとして、他作物との輪作体系を考慮しつつ導入し生産の団地化をはかる。生産面ではビニールトンネル栽培による作型を組合せて出荷の長期化をはかるとともにトラクター等による省力化をいっそう進める。集出荷施設の設置により一元化をはかる。

○葉菜類（ほうれん草・ねぎ・たまねぎ・キャベツ・はくさい）ほうれん草・ねぎについては、矢作川沖積地たまねぎ・キャベツ・はくさいについては、全域及び水田で作付されており、それぞれ近隣市場に個別出荷されているが、たまねぎは西三河指定野さいとして農協において一元算荷販売の体制をつくっている。今後近郊地域として生鮮野さいの需要は益々伸びることが予想され面積の拡大と産地化をはかる。

○根菜類（さといも・大根・人参）主な生産地域として大根・人参は南部地域であり「さといも」は畑地及び水田の表作として適地に栽培されている。「大根」については、加工用がほとんどで漬物として名古屋関西市場に出荷されており、加工施設としての機械化省力化が要望されている。「人参」については春・夏・秋・冬を通じて作付されているがビニール利用による早春出荷については共同出荷が一部ある。「さといも」には、米の生産調整からみて田の表作として作付の拡大をはかる。このためトラクター等機械利用による省力化を推進産地化する。

○果 樹 「なし」は、水田地帯のなし園でありそのため排水が悪く、また散在園が多いので、総合的土地基盤整備を実施し交換分合・改植・品種更新を含む樹園地の集団化をする。必要な機械施設の導入による作業の共同化をはかる。機械施設はトラクター防除機・トラレンチャーを整備する。「ぶどう」は、南部東端を主



産地として栽培されており改植・品種更新・ハウス栽培による早期出荷と長期栽培方法を進める。

○花き 主に観葉植物が主体であり市全域に温室が散在している。生産体制は、市農協に安城市温室部会の組織を以って共同出荷体系をとっており、ほとんど関東を主体として農協有専車による直送を行っており。今後の成長作物として団地化による集中温度管理施設並びに灌水施設の共同利用による生産の安定向上をはかり、農協利用による共撰共販体制を強化する。

○茶 市内南部地域に主産地を有し加工所も2ヶ所にある。労働不足による摘採時の雇用は今後人夫の確保に問題となる。したがって、省力化をはかるため機械摘採を積極的に推進する。また生産組織も不備であるため、今後の振興には生産組織の育成を考えなければならない。

○豚 近代的生産施設の整備による省力管理技術を取り入れ、環境整備を重点におき地域社会の中で調和のとれた団地の育成をはかる。生産指導販売については、農協組織を中心とした共販体制の強化をはかる。仔豚の取引については、市内仔豚市場の利用により流通の合理化をはかる。

○鶏 省力管理技術の導入による生産性の向上をはかり、大規模化の進展にみあった環境整備と防疫体制の整備強化を推進する。産地の育成目標50万羽とする。農協組織を中心に集卵場の整備・選卵機の導入による集荷販売施設の整備拡充をする。

○ブロイラー 省力管理技術による生産性の向上と大規模化の推進・団地化経営の推進をはかり1戸目標常時1万羽とする。販売の合理化のため食鶏処理場を建設し生産農家の経営安定向上を期する。

○肉牛 省力的な肥育管理技術の導入による飼養規模の拡大を推進し、おおむね肥育牛1戸150頭を単位として団地化と粗飼料確保のため共同利用機械の整備をする。販売及び素牛導入は、系統農協を利用して素牛確保と有利販売体制を確立する。

○乳牛 大規模経営の定着化に必要な省力技術を取り入れ、あわせて施設の近代化をはかる。粗飼料の生産については、大型機械(トラクター・ハーベスター・大型サイロ)の利用による高位生産を目的に推進する。

○飼料作物 農協稲作生産組織と畜産協業組織と相俟つ

て稲作輪作体系を考慮した計画的・集団的・土地利用のもとに大型機械大系(トラクター・フローワー・ハーベスター等)による省力栽培を推進し、大型貯蔵施設も併せて完備し粗飼料の確保をはかる。

#### (5) 農振計画の運用と私権の制限

農振地域の線引きに際しては、所有地のすべてが市街化区域に入る人もあれば、全く入らない人もある。一律に20%が市街化区域内に、80%が農振地域に、という訳には行かない。(将来、農地が高く売れる可能性が残るとの思惑から一般に自分の所有地が市街化地域内に入ることを望む傾向が強い。)そこでどこに線を引くかをめぐって利害の対立が生ずる。農振地域内に入ると、たとえば白地として留保されている土地に二、三男のための分家住宅を建てる場合でも、50戸以上の家屋が連担している区域に近接しているといった場所でもない限り、開発を認めないという愛知県開発審査会\*の厳しい基準があるため、土地利用内容が制限される。このため、市街化地域の線引きと農振地域内の農用地の設定の如何をめぐって農家の二、三男対策上の不満が生ずることになる。

また、農用地設定からはずれた区域は土地基盤整備事業の補助対象にはできないため、場合によっては農振計画を変更してでも事業を実施する必要も生ずることになる。

農振地域内で学校用地などのようにまとまった施設用地が必要となった場合にも、それだけまとまった農振白地がない場合には農用地指定をはずして用地を確保する必要に迫られることもある。しかし、農用地の転用は、食糧の確保という国家的見地に立つ国土庁や農林省の意向により制約されることが多い。学校増設の計画は既にわかっているのであるからあらかじめその用地を確保するよう線引きしておけば良いのだが、住民感情との関係もあってそうもいかない。この種の公共用地の確保は今後相当な悩みの種になりそうである。地方自治体の担当者の1人として国や県の諸機関がこの現実を理解した柔軟な取扱いをしてくれるよう特に要望しておく。

このように多くの問題をかかえてはいるが線引きによる計画的な土地利用の意義は非常に大きい。とかく「総論賛

\* 県知事より委嘱された学識経験者及県庁の土地利用計画関係各部の担当者により構成され、土地利用計画一般の審査にあたる。

成各論反対」という反応に悩まされがちであるが、我々市町村の担当者としては、根気良く市民の理解を求めながら本来あるべき目標に向かって法を運用する努力を続けて行きたいものと考えている。

なお、将来における農振計画の見直しや修正については、都市計画の側の5年毎の見直しとも関連させながら実施して行かねばならないが、大きな変更は基本的にあり得ないだろう。今後市街化区域との境界付近において都市計画道路や土地区画整理事業の施行に伴って生ずるかも知れない土地利用効率の悪い区域についての小規模な修正（農振地域から市街化区域への編入、又はその逆）は何れ必要であろうが、たとえば土地区画整理事業において、下水道管の埋設などが先行している道路計画路線を変更したりするような種類の変更は現実には不可能である。

また、\*たとえば人口の増加などに伴って将来、市街化区域と農振地域のバランス（S60年で21：79の面積比）を大中に変更して市街化区域を拡大するとか、農振地域の内部における農用地区域を縮小するとかいった変更の可能性\*\*については、昭和60年頃の第3次総合計画策定の時点で本格的に検討することになる。

## 2 農村総合整備計画

### (1) 経緯

国土利用計画法が施行され（S49年12月24日）、県庁から農村総合整備計画の策定についての連絡が当課に来たのはS49年12月であったが、農村総合整備モデル事業\*\*\*（南安城地区）の方はS49年度から既に発足していた。本来は農村総合整備モデル事業の採択に先行して策定されるべき（注3）の事業実施要綱第3の1の(3)、ア）農村総合整備計画の策定作業が、この地区の場合は遅れて始まった（S50年1月）ことになる。

\* 当日の報告では触れなかつたが、編集担当者の要請により記述を追加。

\*\* 市街化21%農振地域79%のバランスは、社会状況の予想外の変動がない限り相当長期に亘って維持できると思われる。理由としては（1）市街化区域内にまだ5万人～7万人の人口の増があつても受入れる土地があること（2）市街化区域においても、農振地域においてもそれぞれの土地利用区分に従って施設の整備が行われる（3）現在都計法・農振法・国土法の各開発基準が簡単に大きく変更できないものであること、大きな変更があれば現行法が適用実施されたことが増えきとなる。

\*\*\* 事業実施要綱はS48年7月28日付48構改A1122号で農林事務次官名で制定されている。

### (2) 協議会による計画策定作業

農振計画策定のための協議会に急遽この農村総合整備計画策定の仕事を担当して貰い、S50年1月～3月という短期間に策定を行なった。安城南部農村総合整備モデル事業（図-1において、東海道新幹線より南側）の計画策定作業が進んでいたのを、これを下敷きにして安城市全体の整備計画を策定するかたちになった。

### (3) 事業内容と予算規模

総合整備事業の事業内容に関する地元の要望は、安城南部地区においては農業生産基盤整備から農村環境基盤整備や農村環境施設整備にわたる28億5千万円の予算規模を有するものであったが、予算枠の関係で8億8千万円に限定された。計画の中では特に交通安全対策施設、水質汚濁防止のための用排水分離、防災対策のための消防・水利施設の設置、ごみ・し尿処理施設の充実、公園の確保、社会福祉のための諸施設の整備、学校及社会教育施設の充実などが重点施策として強調されている。

### (4) 計画書よりの抜すい

## 第3 整備計画

### 1 集落の整備

(1) 集落内の道路 主要な集落内の道路で市道について巾員4m以下のものを拡巾し、普通車が自由に乗り入れるようにする。舗装の実施率は55%となっているが、とくに交通の安全性・利便性を考慮して重点的に舗装を実施し、整備率を80%以上とする。

(2) 集落排水施設 集落内排水の円滑化をはかり、また地形が平坦であることからくる雨水と混合による農地ほ場における基準を防止するために幹線排水路を整備し、河川への流下を促進する。

(3) 集会場等のコミュニティ施設 集落の組織の活動の中心としての集会場施設である町内会事務所を公民館としての機能を発揮できるよう施設と設備を拡充する。同時に地域の拠点的なコミュニティの施設として農村環境センターを整備する。また、子供の遊び場を含めた緑地公園の整備を促進する。

(4) 防災施設 集落の防犯と交通安全対策のために必要などに街路灯及び防備柵を整備する。また消火活動の迅速性が発揮できるように貯水そう・消火栓の拡充をする。

### 2 道路の整備

(1) 市道 市街地への交通過密の解消と集落の利便性をはかり、歩車道を分離する等交通の安全を確保するべく市道の新設・改良舗装を進め改良率50%以上、舗装率80%以上に整備する。

集落から幹線道路へ、また集落から集落への連絡などの利便性を向上するため主に舗装を主体として拡巾・新設を含めて整備する。

(2) 緑道 隣接する河川・公園・史跡及び神社など、相互に結ぶ市道を、サイクリングロードとして整備し、また植樹のできる箇所には積極的に植樹を行い、公園的価値も付加して、いわゆる緑道とする。また農道においても、これに類するものは緑道として整備し将来は市道とする。

### 3 水の供給施設の整備

(1) 農業用水施設は、明治用水によりほぼ完備しているが、施設の老朽化しているもの、用水の効率利用をはかるため改良する。また一部には集落排水の流入するものがあり、用排分離が完全にできるよう整備する。

支線用水については、ほ場整備と併せて、用排分離を行い整備する。

(2) 飲用水 昭和60年の給水人口154,000人として、県営西三河水道用水供給事業からも受水し、全市域に上水道を整備し、普及率95%まで引上げる。

### 4 排水施設の整備

農業用排水路については、ほ場整備事業と併せて排水

路の整備をする。またとくに湛水する地区は、幹線排水路を整備し、河川への流入を促進する。

### 5 土地基盤の整備

(1) 農用地 農地の集団化・大型化をはかり、用排分離を完全にし、農業の機械化を促進するために、ほ場整備事業を積極的に進め、整備率95%以上とする。

(2) 農業施設用地 農業生産の拠点的な位置において、用地の適正配置を考慮してほ場整備の換地にあわせ、用地の確保を行う。

(3) 公共施設用地 農村環境センター・農村公園施設、廃棄物処理施設(埋込場)などの用地は、数集落の基幹的位置として、その機能が発揮できるよう考慮して、確保し整備する。

### 6 産業施設の整備

収の乾燥調整施設・農産物集出荷施設など、農業の共同利用施設は農協が主体となり整備し、農業生産に直接関係する大型農機具・温室及び畜舎などは、生産者が組織を設置して、地域ごとに農業構造改善事業などを活用しながら整備する。

### 7 その他公共施設の整備

(1) 廃棄物処理施設 増大するごみ・し尿を衛生的、かつ、効率的に完全に処理するため、廃棄物焼却施設及びし尿処理施設の拡張整備をする。

(2) 保育園・幼稚園・学校など人口増に対応して、学級などを考慮して適正な配置をする。



### 1-3 安城南部地区農村総合整備モデル事業計画

深津俊一\*

#### 1 安城市における土地基盤整備事業の

##### 実施経緯とその社会的背景

安城市においても近年になって都市化の進展に伴ない、土地及び水の利用における農業と工業との間の調整、あるいは住宅用地や上下水道との間の調整の必要性が高まって来た。こういう事態に対応すべき土地基盤整備事業は、より広域的・総合的・(長期)計画的でなければならない。

安城市はかつては修身の教科書において「日本のデンマーク」として紹介されてきた農業地帯であったが、今日大きな変ぼうをとげている。農村総合整備モデル事業に着手して以来特に多くの視察者が来るようになったが、その人々は一様に「工業都市安城」という印象をうけるようである。その当時と比較してみると、変ぼうの内容は大まかに言って2つに分けられる。1つは農民気質の変化である。明治時代に私財をなげうって安城ヶ原の荒地を沃野に変えた開拓者魂は現代の若い世代にはもう残ってはいないように思われる。農家に来る嫁が農業に従事しないことを絶対的な条件にするという風潮も生じている。他の1つは農業生産基盤条件の変化である。明治初期～中期に都築弥厚氏が明治用水を開さくされて以来水利には恵まれ、用水路と排水河川との相対的な位置関係が適切であったため、用排水分離こそしていなかったが反覆利用上の便が良く水田水利上の不便はなかったのである。このためホ場整備の必要性もあまり感じなかった傾向があり、安城市の土地基盤整備事業は大巾に立ち遅れることになった。S28年に安城土地改良区を設立して以来土地基盤整備の実施につとめては来たが、農家の側の意識には「減歩をされ負担金を出してまで事業をやってもらうほどの必要性を感じない」といった傾向が強く、事業は進展しなかった。しかし、その後豊田や衣浦における臨海工業地帯の発展と農業における機

械化の進展に伴い、どうしてもホ場整備に着手せざるを得ない状況になってきたことは事実である。安城土地改良区は32年から事業を開始したが農家の側の意欲は相変わらず盛り上がり年間10～20ha位のペースしか進歩しなかった。S36年頃から農業と他産業との所得格差がひろがり始め、S37年東海道新幹線の開通に伴う868haのホ場整備事業が発足したのであるが、皮肉なことにこの事業は86haや施行したところで中断して予算を返上するという苦い折を経験する破目になった。S37年になって市は工場誘致条例をつくって市の北部を中心にして本格的な工場誘致を開始した。この頃になると人口も増加しはじめ、産業公害も出始めたので、ホ場整備に対する関心はようやく高まり始めたようである。S38年に第1次農業構造改善事業が開始され、この頃から農業の機械化も進み始めた。S43年から県営ホ場整備が開始され、現在県営4地区、団体営5地区のホ場整備事業を実施している。年間の土地改良事業予算額は、県営・団体営事業を併せて年間約17億円にのぼる。安城市が将来どのような発展をとげるにせよ、土地基盤整備は必ずすすめておくべき事業であると説き続けてきたのであるが、市としてはS55～56年完了を1つの目途として市内全域の整備を完成させる予定で事業を進めている。

#### 2 安城南部地区農村総合整備モデル事業

##### (1) 経緯

当初S48年採択地区として発足することで検討をすすめたのであるが、事業制度そのものが当時まだ十分に固まっていなかったり\*、県の事業費補助率が未定であったりした事情から、S48年は先進事例視察などの準備作業の年とし、S49年採択・実施地区として発足した。1地区当り標準事業費8億円を5年間で実施する際の市の財政負担能力、

\* 安城市役所

\* 事業実施要綱はS48年7月28日、その運用に関する通達はS49年5月8日に出された。

業務担当能力（職員数）などについて、当時はいくらかの不安もあったが、この事業の成果への大きな期待をもって実施にふみ切ったのである。まず集落での説明会を開催して要望を吸上げ、市役所内の担当各課が協議してこれらを調整し計画のとりまとめにあたった。また、市会議員・議長、農業委員会・土地改良区・農業協同組合等の指導者、部落の長など18名をメンバーとする推進協議会を結成し、計画の推進にあたった。

## (2) 計画の概要

8億円という事業費枠があるため事業の内容を定めるのに苦労をした。当初は市全体を対象とするよう希望したのであるが、要綱（第3の1の(1)）に「市町村の区域内の一定の区域」を対象とするよう指定があり、またあまり広い地域を対象としても効果がないとの意見もあって、東海道新幹線以南の農振地域約4,062haを対象地域とした。

事業内容は表-10に示すとおりである。農業生産基盤整備に27.4%、農村環境基盤整備に53.1%、農村環境施設整備に19.5%の事業費を配分している（詳細は計画書抜粋参照）。目玉となる事業は①緑道（農業集落道）、②農村集落排水施設、③農村公園などである。「緑道」という用語は要綱の中では用いられていない。安城市で特にこれをとあげたのは、①かつては森におおわれていたこの地域が開拓され、農用地の約7割がホ場整備された結果、あま

りにも緑に乏しい状態になってしまった。②碧南市、豊田市などの工場地帯に自家用車で通勤する人々が、幹線道路が渋滞するためホ場整備済みの区域の農道にわがもの顔に入りこみ、車同志の事故、農業機械の運行や農作業への支障、歩行者・自転車の通行への支障をきたしている現実があるという事情による。そこで、緑の再現と安全な通学路・集落間連絡道路の確保を目的として（片側に並木を配し、歩道・自転車道路を有する）、緑道の設置を計画したものである。図-3及写真1にその設計事例を、図-4に東端地区における路線配置事例を示す。



写真1 緑道の事例

表-10 費用の内訳

事業区分	事業種類	事業主体	事業費	備考
農業生産基盤整備	農業用排水施設整備	安城市	22,200千円	
	農道整備	〃	219,300	
	小計		241,500	
農村環境基盤整備	農業集落道整備	安城市	92,000	
	農業集落排水施設整備	〃	355,900	
	用地整備	〃	15,000	
	集落防災安全施設整備	〃	3,700	
	小計		466,600	
農村環境施設整備	農村環境改善センター	安城市	131,700	
	農村公園施設整備	〃	40,200	
	小計		171,900	
	合計		880,000	

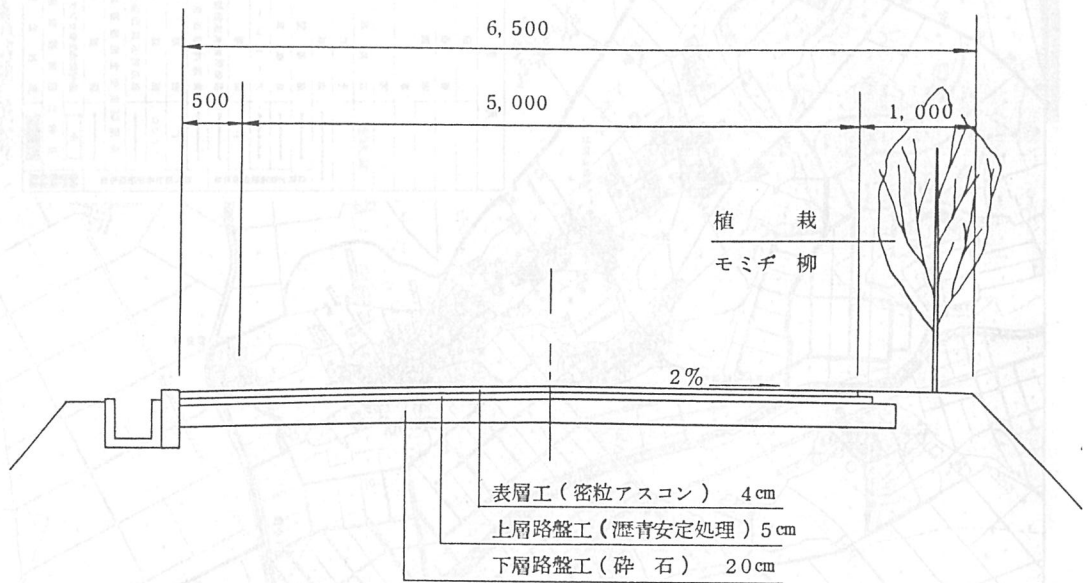


図-3 緑道標準断面図の事例

集落排水施設整備については、従来の土地基盤整備事業の対象とはならなかったため、立遅れてきた。市の事業による整備は側溝程度にしか手がまわらず、集落排水路の整備は殆んど手をつけられないまま放置されてきたのが実情である（今回の事業による整備も、集落の幹線排水路の整備までであり、処理施設までは手が届かない。但し、要綱によれば処理施設も事業の対象となり得る）。

農村公園については、都市におけるような公園整備が従来行われなかったため、農村在住者のいこいの場がない、という現実をふまえ、「子供のためばかりではなしに、老いも若きも利用できる公園づくり」を目指した。安城南部の16の集落には公園らしい公園はなく、保育園や学校の校庭を利用している現状であったが、東端地区に3,000㎡の公園をS50年に造成してみた所、非常に利用者が多く中でも老人の利用が多いことに気付いた。農村には老人のいこいの場がないのである。東端地区の農村公園の設計に際しては、都市公園とは違った魅力のある公園、ブランコやすべり台があるだけでなく誰でも気楽にやって来ていこえる広場としての機能を備えるよう配慮した。遊具は、何人かが同時に利用できるようにするため、シーソーやブランコなど何種かが組み合わせられた「総合遊具」を採用した。費用が高いなどの問題もあり、その採用については議

論があったが、設置した結果、好評を得ている。なお、この東端公園の用地は、神社所有地を市が借り上げて確保し維持管理については東端集落住民の労力奉仕、ごみ処理は住民が集積して市の収集車へ、し尿処理は設置した便所からバキュームカーへという形をとって実施している。利用者は、東端地区や市内にとどまらず、近隣の他市町村からも訪れており（特に幼稚園の遠足など）、設置した便所の容量が不足気味になるという状況である。植栽した樹木は四季の変化を楽しめるよう桜・かえでなどを組み合わせてある。写真2-4にその全貌を、図-5にその平面図を示す。

このような農村公園は、東端地区を含めて計4ヶ所設置する計画であるが、同じものを造るのではなく各々の地区の特色を織り込んだ設計（たとえばある地区は桜を、ある地区は藤を主体にした植栽をする、など）をしていきたいと考えている。

### (3) 事業制度への要望

まず、折角のモデル事業であるから、予算上の都合もあろうが是非予定通りの5ヶ年で事業を完了できるよう配慮していただきたい。

\* 現地見学の際の説明を追記しておく。





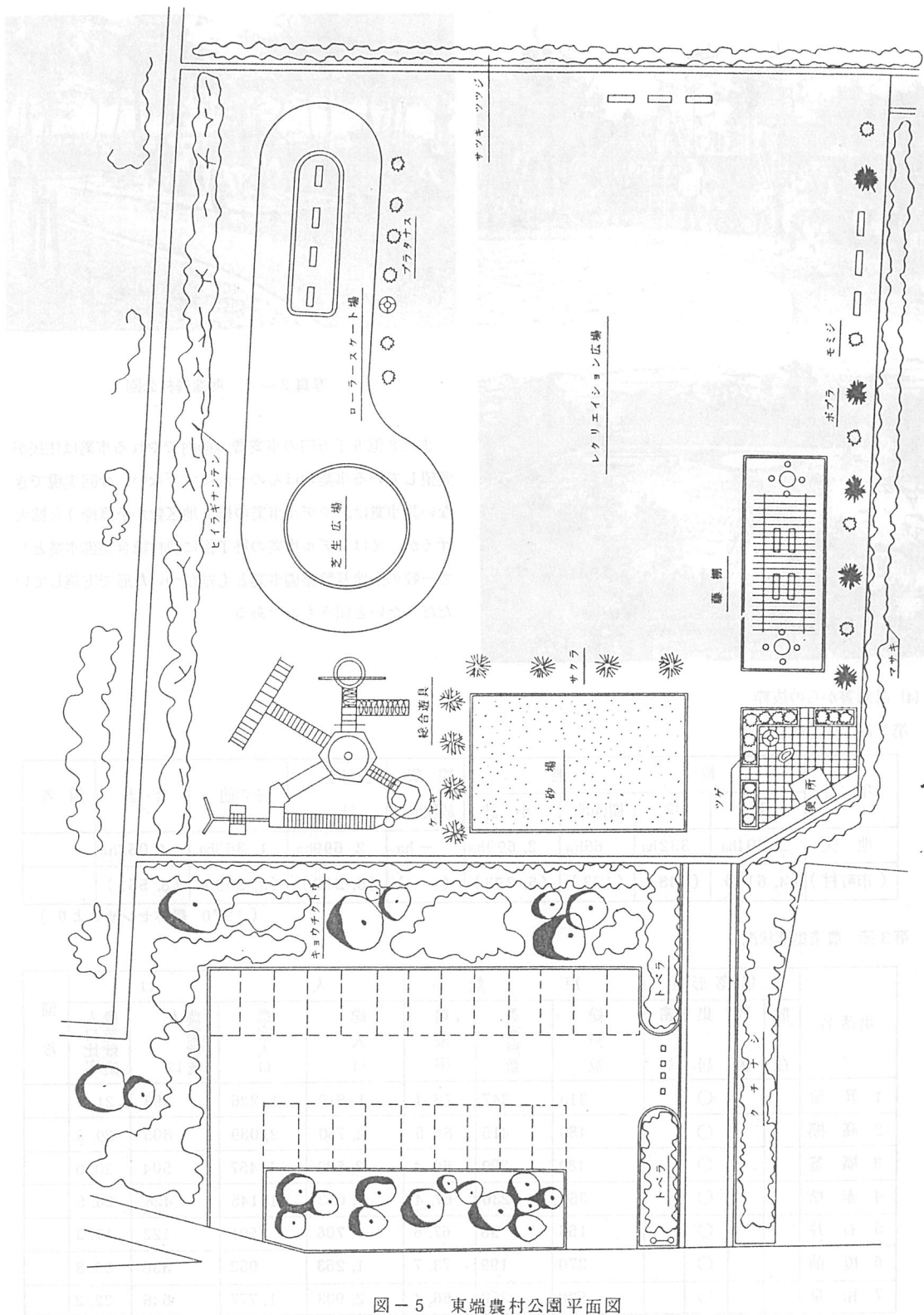


図-5 東端農村公園平面図

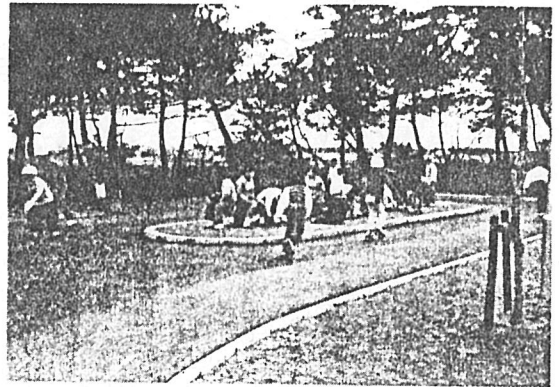
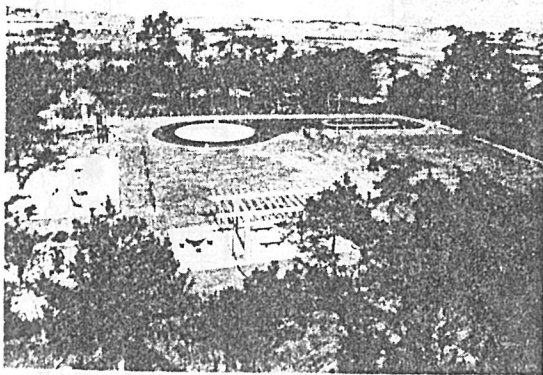


写真2～4 東端農村公園



また8億8千万円の事業費の枠内でやれる事業は住民が要望している事業のほんの一部にすぎない。今回実現できない諸事業は、モデル事業の枠(地区数か予算枠)を拡大するか、又はモデル事業の終了後に農村総合整備事業として一般の土地基盤整備事業とも結びつけた形で実施していただきたいと願うものである。

(4) 計画書からの抜粋

第2節 地積

項目	耕地				採草 放牧地	農用地 計	その他	合計	備考
	田	畑	樹園地	小計					
地区	2,301ha	332ha	66ha	2,699ha	—ha	2,699ha	1,363ha	4,062ha	
(市町村)	(4,617)	(548)	(133)	(5,298)	(—)	(5,298)	(3,269)	(8,567)	

(1970 農林センサスより)

第3節 農業集落状況

集落名	集落形態				戸数			人口				備考
	散 在	散 居	集 居	密 居	総 戸 数	農 家 戸 数	農 家 率	総 人 口	農 家 人 口	農 業 就 業 人 口	農 業 就 業 人 口 比 率	
1 箕輪			○		315	247	78.4	1,819	1,226	398	21.9	
2 高棚			○		480	415	86.5	2,750	2,089	805	29.3	
3 福釜			○		480	290	60.4	2,520	1,457	504	20.0	
4 赤松			○		350	236	67.4	1,613	1,145	428	26.5	
5 石井			○		156	98	67.8	706	501	122	17.3	
6 榎前			○		270	199	73.7	1,263	952	338	26.8	
7 和泉			○		530	352	66.4	2,908	1,777	646	22.2	

8 東 端				○	537	349	65.0	2,594	1,774	576	22.2
9 根 崎				○	320	220	68.8	1,532	1,097	367	24.0
10 城ヶ入				○	268	222	82.8	1,253	1,059	432	34.5
11 小 川				○	478	346	72.4	2,891	1,800	749	25.9
12 野 寺				○	52	33	63.5	263	171	59	22.4
13 寺 領				○	42	26	61.9	212	131	51	24.0
14 木 戸				○	93	82	88.2	458	411	112	24.5
15 藤 井				○	128	105	82.0	828	532	229	27.7
計	0	1	11	3	4,499	3,220	72.0	23,610	16,122	5,816	24.6
(市町村)	集落総数46			集落	(25,885)	(6,600)	(22.8)	(104,660)	(33,248)	(40,070)	(30.1)

関係集落の資料は1970農林センサス  
( 全 市 の // 1973業務資料 )

## 第2章 整備の目標

### 第1節 農業生産基盤整備

項 目	現 況	整 備 の 目 標	備 考
(1)農業用排水施設整備	集落内を流過し、集落雨水排水に利用している農業排水路およびその河川落口が未整備のため排水障害を引起している。	集落内および下流の農業用排水路3本1,020を整備および河川落口1か所を改修整備し、排水障害を除いて行く。	
(2)農道整備	農道の舗装率は27.3%である。	(1) 道路舗装率35%を目標に11路線7,570mを整備する。 (2) 上記の道路の整備と共に交通安全と環境保全のため自転車道、防護柵、街路樹、街路灯の整備をはかる。	

### 第2節 農村環境基盤整備

項 目	現 況	整 備 の 目 標	備 考
(1)農業集落道整備	農業集落道の舗装率は46%である。	(1) 居住区域道路舗装率を55%目標に24路線7,115mの集落道路整備を行なう。 (2) 上記の道路の整備とともに交通安全と環境保全のため道路側溝、街路樹、街路灯の整備をはかる。	
(2)農業集落排水施設整備	集落雨水は道路側溝および小排水路によって排水路または、河川に排水されているが未整備のものが多いため降雨時しばしば湛水被害が発生している。	集落内道路整備と一体的に側溝の整備を図り、また小排水路38本8,555mを整備して、円滑な排水をはかる。	
(3)用地整備	この地区には農村環境改善のための多目的施設がない。	農村環境改善センター建設のための用地整備をはかる。	
(4)集落防災安全施設整備	防火水槽、消火栓等の施設は、市で順次整備しつつあり、近く完備されるが用排水路沿通学路のガードレール等安全施設が一部分不備であり、幼児転落等の心配がある。	通学指定路で、用排水路沿の危険路線に3本725mのガードレールを設置して通学通園の安全をはかる。	

第3節 農村環境施設整備

項目	現 況	整 備 の 目 標	備 考
(1)農村環境改善センター整備	本市のこの種の施設は、事業地区外の北部地区に集中しているため、新幹線を境とした本南部地区では、農事相談、研究、定期健康診断、諸会議等は農協支所や小規模な集落集会所等を利用しており、不便かつ十分な効果が期待できない。	センター建物に農事相談室(研究室)、生活改善研究室、教養室等を設け、農業、生活等に関する各種研究会、講習会等を効果的に実施する。 大会議室は、室内体育用および農繁期の季節保育場をも兼ねる。屋外施設としてプール(25m)テニス兼バレーコート及び植栽帯を整備する。	
(2)農村公園施設整備	全集落ともに公園施設がなく、近くの学校、神社仏閣等の広場を利用している。	緊急度高くかつ利用度の高い4集落について、重点的に施設整備する。	

第3章 工事計画

第1節 ほ場整備

団地名	位置	地 目	整備面積	区画形状	用排水路農道の 計 画 概 要	備 考
		該 当 な し	ha			

第2節 農業用排水施設整備

(1) 農業用水施設整備

項目 系統名	位 置	受益面積	水 源			計画用水量 (平均) 最 大	主要施設 の 諸 元	備 考
			種 類	湧水量	可 能 取水量			
		該 当 な し						

(2) 農業排水施設整備

項目 系統名	位 置	受益面積	流域面積		基準雨量		計画排水量	排水方式	主要施設 の 諸 元	備 考
			山 地	平 地	排水路	居住区 の雨水 排水				
農 排 - 1	箕輪	ha	km <sup>2</sup>	km <sup>2</sup>	mm/day	mm/hour	m <sup>3</sup> /s 0.58	自然	プレハブ	ℓ = 145 m
"	"	30		0.35	180	36.7	0.83	"	"	ℓ = 175 m
"	"						0.98	"	コンクリート板柵	ℓ = 220 m
農 排 - 2	"	24		0.29	180	36.7	0.61	"	プレハブ	ℓ = 130 m
"	"						0.79	"	"	ℓ = 50 m
農 排 - 3	赤松	3		0.03	180	36.7	0.10	"	"	ℓ = 300 m
	計	3本								ℓ = 1,020 m



第3節 農道整備

路線名	位置	幅員 幅員 全幅	車道 全幅	延長 m	構造	整備の内訳			主要構造物	備考
						拡幅	改良	附帯施設		
				m				①自転車道 m ②街路樹 本 ③街路灯 基 ④防護柵 m ⑤側溝 m		
1	福釜	5.0/6.0		830	簡易舗装		830	① - 830 ③ - 1 ④ - 830		農道
2	福赤釜松	"		600	"		600	① - 600 ② - 60 ④ - 600		その他市道
3	福釜	"		600	"		600			"
4	"	4.0/5.0		550	"		550	① - 550 ② - 55 ④ - 550		"
5	福榎釜前	"		600	"		600	① - 600 ③ - 1 ④ - 600		"
6	赤松	5.0/6.0		450	"		450			"
7	榎前	3.0/4.0		830	"	830		② - 83 ③ - 4 ⑤ - 65		"
8	"	4.5/5.5		960	"		960	③ - 2		農道
9	和泉	5.0/6.0		150	"	150		② - 30 ③ - 1		新設
10	城ヶ入	4.0/5.0		850	"		850			農道
11	小川	5.0/6.0		1,150	"		1,150			その他市道
	計	11本		m 7,570		980	6,590	① 2,580 ② 228 ③ 9 ④ 2,580 ⑤ 65		農道 ℓ = 2,640 m その他市道 ℓ = 4,780 m 新設 ℓ = 150 m

第4節 その他農用地の開発改善保全

(1) 農用地造成

団地名	位置	地目	造成面積	主要作物	自然傾斜	耕地形態	区画形状	用排水農道等の対策	土地改良	備考
			ha	該	当	なし				

(2) 農用地の改良保全

団地名	位置	受益面積	対策	備考	
		ha	該	当	なし

第5節 農業集落道整備

路線名	位置	幅員 車道幅員/全幅	延長	構造	整備の内訳			主要構造物	備考
					拡幅	改良	附帯施設		
							①側溝 m ②街路樹 本 ③街路灯 基		
1	高棚	3.0/3.5	220	簡易舗装		220	① - 50 ③ - 1		その他市道
2	福釜	2.8/3.8	125	〃		160			農道
3	〃	〃	130	〃		130			〃
4	東端	2.0/2.0	210	〃		210	③ - 1		その他市道
5	〃	〃	190	〃		190	② - 19		〃
6	〃	3.0/4.0	280	〃		280	② - 28 ③ - 1		〃
7	〃	4.0/5.0	670	〃			② - 67		〃
8	〃	2.0/2.0	65	〃		65	② - 7		農道
9	根崎	3.0/4.0	265	〃		265			その他市道

10	小川	2.5/3.5	130	簡易舗装		130	① - 110		その他市道
11	"	2.0/3.0	410	"		410	③ - 1		"
12	"	3.0/4.0	90	"		90	① - 90 ③ - 1		農道
13	"	2.5/3.5	470	"		470	③ - 1		"
14	"	4.0/5.0	220	"		220	③ - 1		"
15	野寺	2.0/3.0	190	"		190	① - 190 ③ - 1		その他市道
16	寺領	2.0/2.5	90	"		90	③ - 1		"
(人-1) 17	藤井	2.0/3.0	170	"		170	① - 170 ③ - 1		"
(人-2) 18	"	3.0/4.0	200	"		200			農道
(連-1) 19	東端	4.0/5.0	520	"		520	② - 52 ③ - 1		その他市道
(連-3) 20	"	4.4/5.4	795	"		795	② - 105 ③ - 1		"
(連-2) 21	"	4.0/5.0	1,060	"		1,060	② - 93		"
(連-4) 22	東根端崎	5.0/6.0	650	"		650	② - 65		農道
(連-5) 23	東端	4.0/5.0	300	"		300	② - 30		"
(連-6) 24	"	5.0/6.0	300	"		300	② - 24 ③ - 2		その他市道
	計	24本	7,750			7,115	① - 610 ② - 490 ③ - 13		その他市道 ℓ = 5,800 農道 ℓ = 1,985

第6節 農業集落排水施設整備

項目 系統名	位 置	流域 面積	計画基準雨量		計画 排水 水量	排 水 方 式	主 要 施 設 の 諸 元	備 考
			確率年	基 準 雨 量				
集排 1	高 棚	kn <sup>2</sup> 0.01	年 10	mm/日 180	m <sup>3</sup> /sec 0.02	自然	U-240 ℓ = 125	
" 2	"	"	"	"	"	"	" ℓ = 125	
" 3	"	0.09	"	"	0.73	"	RC $\varnothing$ 1,100 ℓ = 170 ブロック 1,300 × 1,500 ℓ = 140	
" 4	"	0.11	"	"	0.02	"	現場打 700 × 800 ℓ = 190 プレハブ 900 × 1,500 ℓ = 215	
" 5	福 釜	0.01	"	"	"	"	U-240 ℓ = 100	
" 6	"	"	"	"	0.03	"	U-300B ℓ = 165	
" 7	"	"	"	"	"	"	" ℓ = 165	
" 8	"	"	"	"	0.02	"	U-240 ℓ = 125	
" 9	"	0.02	"	"	0.16	"	RC管 $\varnothing$ 450 ℓ = 230	
" 10	"	"	"	"	0.14	"	RC管 $\varnothing$ 400 ℓ = 340	
" 11	"	0.01	"	"	0.11	"	U-450 ℓ = 130	
" 12	赤 松	"	"	"	0.02	"	U-240 ℓ = 50	
" 13	"	0.06	"	"	0.50	"	RC $\varnothing$ 700 ℓ = 225 RC $\varnothing$ 900 ℓ = 80	
" 14	榎 前	0.01	"	"	0.04	"	U-240B ℓ = 135	
" 15	"	"	"	"	0.02	"	U-240 ℓ = 80	
" 16	"	"	"	"	0.03	"	" ℓ = 150	
" 17	"	"	"	"	0.02	"	" ℓ = 60	
" 18	"	"	"	"	"	"	" ℓ = 75	
" 19	"	"	"	"	"	"	" ℓ = 85	

集排	和泉	km <sup>2</sup>	年	mm/日	m <sup>3</sup> /sec	自然	
20		0.01	10	180	0.04		U-300BI = 160
"	"	"	"	"	0.02	"	U-240 ℓ = 50
"	"	0.08	"	"	0.66	"	RC $\varnothing$ 400 ℓ = 350 U-600 ℓ = 130
"	"	0.04	"	"	0.33	"	RC $\varnothing$ 700 ℓ = 130
"	"	0.06	"	"	1.05	"	プタハブ600×1,000 ℓ = 350
"	東端	0.07	"	"	0.53	"	RC $\varnothing$ 700 ℓ = 290
"	"	0.19	"	"	1.57	"	RC $\varnothing$ 700 ℓ = 150 プレハブ900×1,300 ℓ = 180 プレハブ900×1,800 ℓ = 220
"	根崎	0.01	"	"	0.03	"	U-240 ℓ = 150
"	"	"	"	"	0.02	"	" ℓ = 85
"	"	0.31	"	"	2.20	"	ブロック1,500×1,000 ℓ = 1,040 プレハブ500×500 ℓ = 60 プレハブ600×800 ℓ = 250
"	"	0.08	"	"	0.44	"	プレハブ900×1,000 ℓ = 130 現場打900×1,000 ℓ = 30
"	城ヶ入	0.01	"	"	0.02	"	U-240 ℓ = 115
"	"	"	"	"	0.02	"	" ℓ = 140
"	"	0.29	"	"	1.38	"	プレハブ600×1,000 ℓ = 260 " 900×1,300 ℓ = 90 " 600×800 ℓ = 210
"	小川	0.01	"	"	0.04	"	U-240 ℓ = 190
"	木戸	"	"	"	0.05	"	" ℓ = 95
"	"	0.03	"	"	0.22	"	U-240 ℓ = 180 U-450 ℓ = 120
"	野寺	0.07	"	"	0.63	"	RC管 $\varnothing$ 700 ℓ = 170
"	藤井	0.13	"	"	0.36	"	プレハブ900×1,000 ℓ = 70
計	38本						ℓ = 8,555 mm

第7節 営農飲雑用水施設整備

項目 系統名	水 源			計画用水量 平均 最大	主要施設の諸元	備 考
	種 類	湯水量	可能取水量			
			該 当 な し			

第8節 用地整備

種 類	名 称	位 置	面 積	工 事 内 容	備 考
農村環境施設用地	農村環境改善センター	和泉	7,000 m <sup>2</sup>	整地(盛土) 3,000 m <sup>2</sup> 植 栽 800 m <sup>2</sup> フェンス, 排水	
計			7,000		

第9節 集落防災安全施設整備

種 類	位 置	工 事 内 容			備 考
		箇所数	数 量	主 要 構 造	
防 護 柵	箕 輪	1 か所	270 m		
	〃	1	125		
	福 釜	1	330		
計		3 か所	725 m		

第10節 農業集落環境管理施設整備

種 類	位 置	対 象 集落数	利用対 象戸数	事 業 量		施 設 内 容			処理方式 (製造)	備 考
				棟数面積	処理能力/日	建 物	焼却機	乾燥機		
			戸	棟 m <sup>2</sup>	t	棟 m <sup>2</sup>				
				該 当 な し						



第11節 農村環境改善センター整備

種類名称	位置	施設内容	面積・数量	利用目的	対象集落数	利用対象人口	備考
農村環境改善センター	和泉	農事相談室	27㎡ 1	農事相談, 研究室	11	3,770	イス, テーブル, 黒板等
		健康管理室	24㎡ 1	定期診断 予防接種	11	15,260	ベット, イス等
		生活改善 研究室	33㎡ 1	料理の研究	11	2,960	料理器具等
		教養室	37.8㎡ 1	作法, 生花, 茶道 編物, 俳句, 短歌	11	2,960	茶道具等
		大会議室	198㎡ 1	各種会議及び 体育・季節保育	15	23,610	黒板, イス, 卓球台等
		事務室	16.5㎡ 1	事務一般	15	23,610	
		プール	375㎡ 1	水泳大会, 練習	15	23,610	
		テニス兼 バレーコート	1,000 1	大会及び練習	15	23,610	

第12節 農村公園施設整備

種類	位置	対象集落数	利用対象人口	面積	施設内容	備考
児童公園	高棚	1	2,750人	3,000㎡	植栽 700㎡ 遊具 9種	
	赤松	1	1,613	2,000	〃 500㎡ 〃 9種	
	東端	1	2,594	3,000	〃 700㎡ 〃 9種	
	藤井	2	1,286	1,900	〃 475㎡ 〃 9種	
計				9,900㎡		

第4章 予定事業主体

事業区分	事業種類	予定事業主体	備考
農業生産基盤整備	農業用排水施設整備	安城市	
	農道整備	〃	
農村環境基盤整備	農業集落道整備	安城市	
	農業集落排水施設整備	〃	
	用地整備	〃	
	集落防災安全施設整備	〃	
農村環境施設整備	農村環境改善センター整備	安城市	
	農村公園施設整備	〃	

第5章 工事の着手及び完了予定時期

工事の着工 昭和49年  
完了予定 昭和52年  
4か年

第6章 施設の子定管理者及び子定管理方法

事業区分	事業種類	施設名	子定管理者	子定管理方法	備考
農業生産基盤整備	農業用排水施設整備	排水路	安城市長	施設の管理責任者を定めて一切管理させる。	
	農道整備	簡易舗装	〃	同上	
農村環境基盤整備	農業集落道整備	簡易舗装	安城市長	同上	
	農業集落排水施設整備	排水路	〃	同上	
	用地整備		〃	同上	
	集落防災安全施設整備	ガードレール	〃	同上	
農村環境施設整備	農村環境改善センター整備	建物 プール	安城市長	管理規則及び使用規則を定め管理責任者を置き管理運営させる	
	農村公園 植栽遊具		〃		

第7章 費用の総額及び内訳

第1節 費用の総額

総額 880,000千円

第8章 費用の負担方法

事業区分	事業種類	事業主体	事業費 (千円)	負担区分(%)				負担額(千円)				備考
				国	都道府県	市町村	その他	国	都道府県	市町村	その他	
農業生産基盤整備	農業用排水施設整備	安城市	22,200	50	25	25	-	11,100	5,550	5,500	-	
	農道整備	〃	219,300	50	25	25	-	109,650	54,825	54,825	-	
	小計		241,500					120,750	60,375	60,375		
農村環境基盤整備	農業集落道整備	安城市	92,000	50	25	25	-	46,000	23,000	23,000	-	
	農業集落排水施設整備	〃	355,900	50	25	25	-	177,950	88,975	88,975	-	
	用地整備	〃	15,000	50	25	25	-	7,500	3,750	3,750	-	
	集落防災安全施設整備	〃	3,700	50	25	25	-	1,850	925	925	-	
	小計		466,600					233,300	116,650	116,650		
農村環境施設整備	農村環境改善センター	安城市	131,700	50	25	25	-	65,850	32,925	32,925	-	
	農村公園施設整備	〃	40,200	50	25	25	-	20,100	10,050	10,050	-	
	小計		171,900					85,950	42,975	42,975		
	計		880,000					440,000	220,000	220,000		

第9章 資金計画

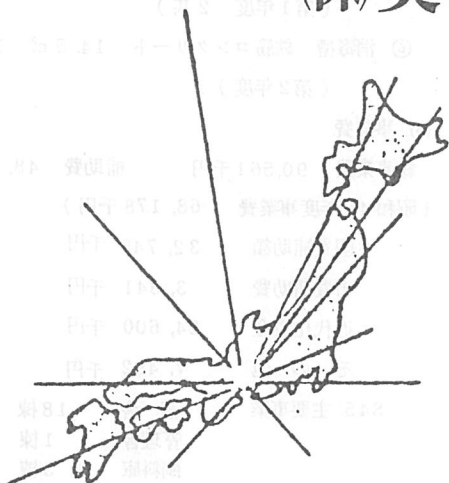
地元負担区分	負担額	資金調達区分			備考 (資金名金利償還期限)
		自己資金	借入金	受益者負担金	
安城市	220,000千円	55,000千円	165,000千円	-	

第10章 関連する事業

事業名	事業主体	事業量	事業期間	事業内容	関連事項	備考
県営ほ場整備	愛知県	1,026 ha	S43～54	道路新設 水路新設 区画整理		
団体営ほ場整備	安城土地改良区	89 ha	S49～51	同上		
農免農道整備	安城市	6,267 m	S48～51	農道新設 巾員7.5m		
鹿乗川湛水防除	愛知県	6,256 m	S45～51	道水路新設 コンクリート 巾員8m		
追田地区用水障害対策	愛知県	5,761 m	S46～50	1,800mm暗渠 用水管新設		

明日の農村計画をデザインする

(株)葵エンジニアリング



取締役社長 大辻 小太郎

取締役副社長 根岸 俊男

〒460 名古屋市中区松原2-2-33

ファンシーツダビル 5F

TEL (052) 331-1871

## Ⅱ 現地見学の内容

### 1 安城温室福釜団地概要

野事組合法人安城温室福釜団地園芸組合

代表理事 石川 昭二

安城市福釜町猿町

昭和49年度着工 49年7月10日

竣工 49年9月30日

昭和50年度着工 50年5月2日

竣工 50年8月11日

#### (1) 生産組織

5戸の農家により農事組合法人安城温室団地を設立し、経営は共通部門については、農事組合法人があたり、生産管理等については5戸の組合員があたる。

#### (2) 資本装備

温室 10棟 6,531.84㎡ 鉄骨アルミ

ボイラー室 1棟 51.84㎡ 鉄骨スレート

重油タンク 73 kℓ 1基 ボイラー 2基 130万 kℓ × 2

管理棟 1棟 78.96㎡ 鉄骨スレート

水槽 87.71㎡ 自動灌水施設

暖房施設

#### (3) 事業費

(昭和49年度)

事業費 100,669,000円

補助金 52,843,000円 ( 国 49,325,000円  
市 3,518,000円 )

(昭和50年度)

事業費 33,500,000円

補助金 17,472,000円 ( 国 16,300,000円  
市 1,172,000円 )

#### (4) 融資単独事業 (52年度予定)

温室 195,121㎡ 28,000,000円

### 2 新池肉用牛団地の概要

農事組合法人 新池肉牛組合

代表理事 三宅 坂治

安城市高棚町新池 1-301

#### (1) 生産組織

6軒の農家により農事組合法人新池肉牛組合を設立し、経営は共通部門については農事組合法人があたり、飼養管理等については6戸の組合員が個々に当たる。

( 設立 S45. 12. 7 )

#### (2) 資本装備

##### ① 畜舎 木造スレート葺

1号牛舎 (運動場つき) 194.4㎡ 12棟

( 第1年度 9棟, 第2年度 3棟 )

2号牛舎 194.4㎡ 12棟

( 第1年度 9棟, 第2年度 3棟 )

##### ② 管理舎 (一部機械室を含む) 木造平屋スレート

葺 48.6㎡ 1棟

管理室 35.64㎡

機械室 12.96㎡

##### ③ 飼料庫 鉄骨スレート葺 平屋 145.8㎡ 3棟

( 第1年度 3棟 )

##### ④ 堆肥舎 鉄骨平屋 ポリエステル葺 583.2㎡ 2棟

( 第1年度 1棟, 第2年度 1棟 )

##### ⑤ 尿溜槽 鉄筋コンクリート 50.6㎡ 2基

( 第1年度 2基 )

##### ⑥ 消毒槽 鉄筋コンクリート 14.5㎡ 1基

( 第2年度 )

#### (3) 事業費

総事業費 90,561千円 補助費 48,298千円

(昭和45年度事業費 68,178千円)

国費補助額 32,745千円

市費補助費 3,341千円

近代化資金 24,600千円

その他 7,492千円

#### S45. 主要事業

畜舎 18棟

管理舎 1棟

飼料庫 3棟

堆肥舎 1棟

尿溜槽 2基

(昭和46年度事業費 22,236千円)  
 国費補助額 11,111千円  
 市費補助額 1,096千円  
 近代化資金 7,800千円  
 その他 2,229千円

S46. 主要事業 畜舎 6棟  
 堆肥舎 1棟  
 消毒槽 1基

3 東端農村公園，東端集落排水施設の概要  
 1-3に述べたので省略する。

4 安城市農協総合センター施設の概要

施設名	規 模	事 業 名	実施年度	事 業 費	補 助 金	備 考
野菜集出荷場	建物 1,048㎡ 機械一式	野菜指定産地生産出荷近代化事業	43	11,820,000円	5,412,000円	年間1,800t 取扱可能(キュウリ)
低温倉庫	建物 1,566㎡		44	94,000,000	-	収容能力100,000俵
選卵場	建物 560㎡ 機械一式	卵内流通機具整備事業	45	25,954,000	5,160,000	1日当3,000K
食鶏処理場	建物 595,427㎡ 処理機一式 冷蔵庫 113㎡	第2次農業構造改善事業	45	75,750,000	36,000,000	1日当4,000羽 処理能力
自動車整備工場 農機具センター	建物 2,100㎡		45	93,000,000	-	
種子センター	建物 273.12㎡ 機械一式	米・麦・種子生産供給安定施設設置事業	45	12,590,000	6,697,000	種子圃場 60ha
カントリーエレベーター	1基 2,000t サイロ 8本	米生産総合改善パイロット事業	46	153,600,000	74,798,000	{ 1基 2,000t × 4基 = 8,000t 玄米100,000俵 バラ出荷施設 乾燥・調整・貯蔵
"	"	"	47	149,750,000	74,223,000	
"	"	広域米生産流通総合改善事業	48	201,183,000	78,995,000	
"	"	"	49	254,392,000	99,900,000	
プロパン基地	建物 675㎡		46	2,000,000	-	
生活集配センター	建物 438㎡		46	18,800,000	-	
穀物乾燥場	建物 3,608㎡ 乾燥機 2台	第2次農業構造改善事業	46	18,140,000	8,774,000	60~70ha 乾燥調整能力(麦)
大規模育苗施設	建物 405㎡ 機械一式	大規模育苗施設設置事業	46	7,515,000	3,513,000	育苗量100ha
大規模育苗施設	建物 330㎡ 機械一式	大規模育苗施設設置事業	47	6,001,000	2,750,000	育苗量100ha
ガソリンスタンド	建物外 1,413㎡		47	36,500,000	-	
農薬保管庫	建物 8,497㎡	農薬安全管理対策事業	47	3,222,000	1,800,000	
選果機(キュウリ)	選果機一式	稲作特別事業	47	22,598,000	11,219,000	
梨選果場	建物 108,072㎡ 選果機一式 フォークリフト 2台	第2次農業構造改善事業(地域振興)	48	53,495,000	26,747,000	1,000t 選果 (48年実績)
農協センター内研修センター(3階部分)	建物3階建 1,204.85㎡ 建物 381.52㎡		48	121,200,000	-	
高効率機械導入	トラクター 13台 (7.5 SP) コンバイン普通 4台 コンバイン4条自脱型 17台 田植機 4条植 8台	米生産総合パイロット事業	46	41,924,000	22,205,000	西部団地
		"	47	29,556,000	16,253,000	南部団地
		高効率米生産団地	48	38,143,000	15,006,000	東部団地
高効率機械導入	トラクター 4台 コンバイン 8台 田植機 8台 計画	育成事業	49	38,080,000	19,320,000	北部団地

### Ⅲ 安城市農村総合整備計画へのコメント

Ⅰ-1～Ⅰ-3の市役所担当者からの計画内容の説明を「起承転結」の「起」の部分とすれば、現地見学は「承」の部分に、そしてこのⅢ-1～Ⅲ-4は「転」の部分に相当する。「結」はⅣ項の討論がそれに当る。

この「転」の部のコメントは、安城市の農業指導者の中から2名、安城市を含めた西三河地域の農村に詳しい研究者から2名、計4名のコメンテーターから発表して頂いた。以下にその内容\*を記す。

#### Ⅲ-1 土地改良区の立場から

神谷 臣良\*\*

都市近郊の農業地帯においては、土地基盤整備事業のすめ方についてのそれなりの工夫が必要である。ここでは安城市におけるいわゆる「安城方式」の土地基盤整備の実態について述べて参考に供したい。

##### 1 安城方式とは

次の3項目を柱としている。

##### (1) 土地抛出による事業費負担

費用の負担を、金銭ではなく土地を1反歩当り3坪程度きよ出すことにより行うものである。土地改良区の発足（S27年）当時は、この費用負担は労力提供により行なって来たのであるが、その後金銭による負担に切替えた。しかし、この金銭負担方式では思うように事業が進展しないばかりか、東海道新幹線建設に伴う圃場整備事業を（負担金の徴収が進まないため）、予算返上して計画を変更する（S35年）という苦い経験をすにに至った。そこで、土地減歩による負担方式に切りかえたところ、その後の進捗は非常に順調になった。

##### (2) 土地改良区職員人件費の市費負担

現在32名の土改区職員は全て市職員である。これによって農民の負担を小さくしている。土地基盤整備事業完了後の道路敷・水路敷は市に寄贈することとひきかえにこの

市費負担が成立している。この措置は農民から非常に歓迎されている。

##### (3) 換地における（都市の）区画整理方式の採用

農業目的のみの換地ではなく、道路に関する加算・減算\*\*\*を加味した「都市の区画整理方式\*\*\*\*」をとり入れている訳である。換地の内容如何によっては、とかく訴訟などのトラブルが生じがちなのであるが、この方式を採用したところ安城市では順調に換地が進んでいる。

##### 2 土地基盤整備の進捗状況

以上の原則に基く「安城方式」の採用により設立（S27年）以来10年ほど眠っていた安城土地改良区はS38年頃から活発な活動を開始した。農家の側の意欲も非常に高まり、最近では関係する集落における説明会を開く必要も殆んどないくらい順調な進捗を見せている。現在5地区の県営圃場整備事業が進捗中であり、S51年度にもう1地区採択になれば、S55年度までに市の全域についての圃場整備が完了する予定である。（別図参照）

\* 録音テープから文章化し、本人の点検・了承を得たもの。

\*\* 安城土地改良区

\*\*\* 主要な道路に面する土地は、他よりも高く評価する。

\*\*\*\* たとえば、土地区画整理実務講座第3巻、日本経営出版会、1975、など参照。



# 土地改良事業概要図

凡		例	
番号	地区名	番号	地区名
1	高木	24	上条北部
2	山崎	25	小川中部
3	榎	26	山中西部
4	第1	27	坂屋
5	第3	28	春日北部
6	第4	29	今川西部
7	第5	30	高橋
8	東端	31	藤井北部
9	堀内	32	丸山
10	柿崎	33	高橋北部
11	第6	34	第二工区
12	新小川	35	第一工区
13	山中	36	第三工区
14	尾崎	37	第一地区
15	根崎	38	第一地区
16	藤目	39	小川
17	和泉	40	第二工区
18	城ヶ入	41	藤井
19	井扶山	42	第二地区
20	山中安部	43	地区第1
21	藤井南部	44	地区第2
22	差別所	45	地区第3
23	西別所	46	春日中部
		47	春日南部



凡 例	
	A 県営事業
	B 団体営事業
	C 構造改善事業
	D 単独県費事業
	E 非補助事業
	F 旧桜井地区

### 3 農業生産施設用地の確保

現地見学の対象とした施設園芸団地や肉牛団地（何れも第2次産業構造改善事業による）の用地は、圃場整備における換地操作により計画的に確保されたものである。プロイラー、養鶏と梨の団地についても同様である。唯一つ探甲養鶏団地については、生産物価格の不安定などの事情もあって農家の意向をまとめきれず、上記のような用地確保が不可能であった。

### 4 地元負担金の金利負担軽減

県営ホ場整備事業の事業負担区分は、国45%県27.5%、地元27.5%である。安城市では地元27.5%のうち10%を市費負担しているがこの支出を事業完了の翌年度に行ない、

金利負担の軽減をはかっている。安城市の場合は事業費地元負担を先述のように土地のきよ出により行なうが、事業の実施に際してはこの地元負担金を一たん前納し完了後に清算する。この間の金利負担をできるだけ軽減するため、上記の措置をとっている訳である。

### 5 農業用水路のパイプライン化

都市化の進展に伴ない、農業用水路への各種の排水流入による用水汚染が深刻化してきた。このため、県営南部地区及北部地区においては用水路のパイプライン化を実施している。

なお、明治用水幹線用水路のうち、特に市街地を通過する部分は国営事業（矢作川総合農業水利事業所による）によりパイプライン化されている。

## Ⅲ - 2 農業協同組合の立場から

神谷 安正\*

### 1 安城市の農業と農協

残念なことに、安城市の農協はまだ1本化されていない。安城市農協（正組員\*\*5,000名、準組員3,000名、計8,000名）、桜井町農協（2,000名）、東端農協（500名）の3つに分かれている。1日も早く合併したいのであるが町村合併にかかわる事情もあって、まだ実現していない。この傾向は安城市のみではなく、名古屋市周辺の市町村には数多く見られる。この他の当面の課題は、①3段階制から2段階制への移行、②全国農業協同組合連合会への加入などである。②の問題については全国39の都道府県が加入を表明しているが、愛知県（119農協）においてはまだ方針が確定していない。これは主として農業基盤が非常にまちまちであること、規模が小さすぎて加入する力もない

農協が多いこと、などに起因している。県としては、全国連への加入は時期尚早であるとの判断をしている。

安城市内の3農協の合併については、何とか早急に実現をはかろうということで、特に東端農協との間で協議を進めているが、まだ実現していない。

### 2 安城市農協の事業

- ① 貯金：S51年度目標は261億円である。
- ② 共済事業：S51年度目標は長期共済240億円の新契約獲得であり、これは既に達成された。保有合計目標は、960億円である。
- ③ 購買事業：S51年度目標56億円、販売目標は59億円である。

これらの成績は県内では平均点以上のかんりの水準である。しかし、今後非常に心配な問題をかかえている。それは正組員の減少傾向であり、また専業農家割合（S50年で5.6%）が低いことである。この傾向は今後なお進行するものと思われる。何とかしなければならぬと考えて色

\* 安城市農業協同組合

\*\* 耕地1反歩以上所有又は年間農作業従事60日以上。

\*\*\* 3段階制=全国連合会-県連合会-単位農協

2段階制=全国連合会-単位農協

々と手を打っているのであるが、思うにまかせない。中核農家のより所として作目別の生産部会を12ほど組合に組織しているのであるが、中核農家をこれにひきつけることがなかなか難しいのである。力をつけてきた中核農家が農協に背を向ける傾向がある。強力な技術指導によりこれらの中核農家をひきつけて行きたいのであるが、農協の指導員の力ではもう引っ張って行けなくなってきている。幸い、県の農業改良普及所が非常に献身的な努力を払ってくれているので何とか指導体制が維持されてはいるが、農業改良普及員の定数は多くはないのでこれにも限度がある。そこで最近「経営技術指導員」を農協から委嘱し、各々の生産部会内のリーダーとして指導をするという制度を設けて、指導体制の強化をはかっている。

### 3 今後の悩み

#### (1) 農業後継者問題

この悩みはどこでも同じであろうが、安城市でも決め手を見出せないで悩んでいる。杉浦市長は昨日のあいさつの中で「日本のデンマークといわれたかつての姿に戻さねば」と述べられたが、私自身は「戻る」ことはもうできないであろうと考えている。昔の姿に戻るのではなくて「若い世代が農業に魅力を感じ得る新しいシステム」をつくる必要があるのではないかと思う。漠然とした表現ではあるが、このシステムづくりを急ぐことが肝要であると考えている。

#### (2) 農業生産物の流通機構問題

農協の立場からいうと、現代の農産物流通機構は農家の望んでいる内容にはなっていない。たとえば米についてであるが、本年度の米価決定においても政府に一方向的に寄り切られた感がある（実質6.4%アップ）。政府の食管会計予算の中には、政府管理費なるものを見込んでいる。これは昨年度では2,660円/俵である。この外に業者のマージンを1,594円/俵見込んでいる。これは不可解である。（政府管理費2,660円は、金利+倉敷料+食糧庁所管人件費である。食糧検査制度の抜本的改革が必要であり、さらに食糧検査にかかわる人件費は一般会計で出すべきである。）更に不可解なのは、自主流通米制度における銘柄米及特別銘柄米奨励金である。政府が銘柄米を買上げる場合には、450円/俵（平均）を加算して買上げるのであるが、米穀業者の手に渡す時には特別な区別を設けていない。ところが集荷業者である農協がこの銘柄米を自主流通米として

米穀業者に渡す時には、850円/俵の加算が行われる。特定銘柄（銘柄米に準ずる品種）米の場合、政府買上げの際の奨励金は250円/俵であるが、農協から米穀業者に渡す場合には500円/俵が加算されるのである。これだけのリベートを何故とらねばならないのか理解に苦しむ。

政府が管理している米ですらこの有様である。米以外の作物については民間地方市場の言いなりで価格が決められている。生産者である農家の意向は価格決定には全く反映されていない。地方市場は是非共全廃して公設市場を設けるべきである。このことは農協の全国組織を通じて主張し続けているのであるが、農林省は一向に耳をかさそうとしない。農業が「産業」である（生産者の意向が価格に反映できるとの意味）ためにも、また消費者の利益のためにも、このことは何としても実現されなければ困る。

#### (3) 農地課税制度の改善

現行制度は悪法であるとしか言いようがない。安城市のように地価の高い地帯においては「農業をやめよ」と云っていることにほかならない。しかし簡単にやめてしまう訳にも行かない。もう少し理解をもって考えていただきたいのである。

相続税問題については最近になって延納制度（20年）や控除額の引上げ、特に農地評価の方法などにおいて農家側には有難い制度改正があった。しかし、都市近郊農家にとって最も痛手となっているのは農地の宅地並み課税である。幸い本年度4月の地方税制の改正で若干の配慮が示されたがこれは一時しのぎの対症療法にすぎない。何故このような重税をかけねばならないのか理解に苦しむ。全国で首都圏・中部圏・近畿圏の中の182市がこの対象になっており、愛知県では名古屋市を中心とする28市が該当する。安城は該当するが豊橋市や隣県の静岡市は対象外である。およそ税の公平の原則上これほどの不合理は考えられない。都市近郊農業を潰す措置であると云わざるを得ない。この点については何回も陳情を重ねている。代議諸公に話してみても「なるほどもっともである」とは言うのであるが制度改正は一向に実現しないのである。この重税を払うだけの農業所得をあげることは到底不可能であり、このままでは都市近郊農業は潰滅する外はない。このようなことを放置しておいて農業後継者を確保することなど笑止千万である。是非、この問題について御理解と御尽力を頂きたいものである。

### Ⅲ - 3 研究者の立場から (その1)

渡辺光雄\*

#### 1 まえおき

私は農村建築部門の研究者の立場からコメントする。今回の研究集会に参加してみて、計画理論が未完成な中で試行錯誤の苦労を重ねながら農村整備の実務を担当している“実戦部隊”の迫力といったものを感じている。

農村建築の我々がどちらかといえば“上<sup>う</sup>もの”としての“点”の開発を手がけてきたのに対し、農業土木の皆さんは“面と線”の開発に重点をおいてきた。また、我々が“生活面からの接近”をはかってきたのに対し皆さんは“生産面からの接近”をはかってきたし、我々が“非常に長期的かつ総合的な”むらづくり・まちづくり”を意向してきたのに対し皆さんは“現実の整備事業の第1線”をになってきたと云える。このような立場の相違・考え方の相違から、かつて私は“農業土木の人々は一滴の水も余すことなく農業生産にふり向けようとしている”といった批判を口にしたこともあった。しかし、今回皆さんの話を伺って、生活のためにも水はたしかに必要なのだが、“一滴の水もムダなく農業生産に使いたいという皆さんの側の立場”についても理解を深めることができた。立場や専門分野を異にする者同士がこの農村計画という大きな課題に向って協力し合うべき時期が来ている、という点については同感であり、今回の集会に招かれてこうして発言できることは意義深いことと感じている。

#### 2 農村総合整備モデル事業に関する感想と注文

(1) この事業がより大きな長期的な発展に向っての“確実な第一歩”であってほしい。

8億円ほどの事業費枠内でやることは非常に限られている。しかし、農村整備という仕事はこの事業によりさやかな現状手直しをしてそれのみで途切らせてしまうので

はなく、今回の事業を30年も50年も先を見据えた“まちづくり・むらづくり”に向っての第一歩として位置づけ、将来に向って発展させて頂きたいものである。何よりもまずこのことを強く要望したい。

#### (2) 施設のステップ利用の原則

施設の利用においては、まず集落の段階で十分に使いこなされ、そのうえでもう一段階広域的な施設が使いこなせるようになるのだ、という持論を、私は主張している。これについては、日本建築学会・建築雑誌7月号・農村計画特集に提出した私の報文\*を参照して頂きたい。今回の研究集会で、皆さんが“農村に緑を!”という立場からとかく画一的になりがちな農村総合整備事業のメニューの中で農村公園というユニークな目玉を作られたことについては、それなりの感銘をうけたが、私は東端地区公民館が管理人の常駐のもとに有効に活用されていることにより深い意義を見出すものである。集落の段階での活動が活発になったうえでより広い地域単位の活動も活発になっていく、という原則は公民館のような社会教育活動に限らず広く農村における諸活動全般において尊重されるべきだと私は考えている。これをS. B. (Spring Board) 現象と呼んでいる。

かつて我々建築学会において先輩達が基礎生活圈、1次～3次生活圈といった生活圏区分を提唱し、それが行政用語として用いられているのであるが、最近になってそのような画一的発想をすることへの反省が出てきている。地域毎の歴史的風土的背景をふまえたその地域独自の生活圏域構成を考えるべきではないか、という反省である。その際に旧村単位の圏域を重視すべきではないか、と私は考えているのであるが、その意味で先述の東端公民館活動の充実ぶりに非常に注目する。大規模な広域施設をいきなり造るのではなく、(堂々たる大施設を造る方が、たしかに“何かをやった”という展示効果をあげ得るのではあるが

\* 岐阜大学教育学部(農村建築)

\* 公共施設要求と配置計画

…), 末端の活動・末端の施設から着実に積み上げて行くというキメの細かさが必要なのではあるまいか。

(3) 農村総合整備計画は、「まちづくり長期計画としての重み」を持ち得ているか。

今回の参加者の皆さんは、東端農村公園などの事業内容を見て、「これだけ立派なものが良く造れたなあ!」と感じたであろうか。「何だ。この程度のものしかできなかったのか!」と感じたであろうか。私自身はその両方を感じている。市町村の担当者にとって公共施設のための用地をどうやってひねり出すかは実は大問題であり、そのために色々な工夫をしている。固定した私有地の上に「計画」を成立させることは元来不可能なのである。それをどう打破するかを考えねばならぬ。市町村には各々それなりの政策がある。今日の農村総合整備事業による計画は、そのような市町村の将来計画の中にどう位置づけられるのであろうか。市町村の将来計画の延長線上で部分的な手直しをするものなのか、それとも将来計画全体を見直し、市町村政を根本的に変えて行くものなのか、について私は平素から、疑問を抱いている。市町村の担当者各位が非常に苦勞して策定された計画が、現実の市町村政において果してどれほどの重みを持ち得ているのであろうか。3割自治という現実からして、各市町村は現状改善のための公共事業を誘致することには一般に熱心なはずである。そして事業を誘致するための非常に複雑な調査を実施する。しかし、第1線担当者の言葉を借りれば、地域住民はこのような調査を喜んでいない。事業費の住民負担が高額になる場合にはなおさらのことである。先に述べた土地私有の問題もあるのでともすれば「計画が計画であり得ない」という事態におちいり易い。計画とは元来何か新しいものを創り出して行くものであるはずだが、土地私有上の制約や住民感情にかかわる緊張感の中で「計画」とはいつてもほんの現状手直し程度の仕事で終わってしまう。また、整備事業のメニューもとかく固定化されてしまうように思われる。更に困った問題は、計画策定においてトレンド方式を安易に採用する傾向である。計画手法の未確立という状況下にあるとはいえ、トレンド方式で考えるべきではない問題についてまで、この方式を採用してしまう傾向がある。直線や曲線を延長するのは、本来は「計画行為」ではない。放置すればこうなる、という意味でしかない。地域毎の事情が異なるのであるから、それを考慮に入れた計画策定が行われねばならない

のに、そうするだけの余裕がないのであろう。

一体どうすれば良いのか、であるが、ともかく数名の担当者が短期間の作業により計画を策定することをやめるべきだと考える。そのようにして策定された計画は、倉庫に積まれるだけに終る。計画策定にかかる前に、その地域の関係者一同が声高に話し合う機会を十分に持つべきではなかろうか。難しいことではあるがこのような形の住民参加が前提にならない限り、計画のダイナミック性、実現性は出て来ないであろう。

また、計画策定においては、もっと大きな夢を持って良いのではないか。たとえば今回の農村総合整備モデル事業によって実現できる整備事業は、やりたいと思うことのほんの一部分にすぎない。このことを良く認識して「今回の事業を実施してそれで終り」というのでなく、もっと大きな長期的な計画の第一歩をふみだしたのだ、という姿勢で今後のとりくみを続けてほしいのである。

約8億円の事業費枠の中で、土地基盤整備の方にも事業費をまわさねばならないという事情もあるのだろうが、環境整備の事業内容はとかく貧弱になりがちである。私は農村には15の機能・75の施設\*が必要である、と平素から主張している。もっと巾広い観点から環境整備の事業計画を考えて頂きたいと願う。

また、農村における諸施策は従来は農業生産の面を中心に行われてきた。しかし農業生産面での改善の最終成果は結局は農村における生活が良くなったか否かをもって評価されるべきだと考える。このように、生活向上・環境整備において、もろもろの計画の最終的成果が判断されるという意味で「地域産業の骨組みを抜本的につくり直して行く中で、それに花を咲かせる形の生活環境づくり」を考えて行くべきであろう。

(4) 日本の農村の特質を活かした環境整備を考えよう。

都市と比較した場合の農村環境整備の立ちおくれについては、我々とはとかくコンプレックスを抱いて来た。しかし、気がついてみると都市はコンクリートのジャングルと化してしまっており、全体として見ればむしろ農村の方が良い環境になっているように思われる。少なくともより望ましい環境にし得る可能性は農村においてより豊かに残されているのではないか。この特質をつぶさずに更に発展させる

\* 日本建築学会・建築雑誌 Vol.91 No.1109. 渡辺光雄, 「公共施設要求と配置計画」, 1976. 7.



ためには、従来の都市が歩んだ道をくり返してはいけなし、国情の異なる外国の事例を模倣するのも困る。日本の農村独自の特色を活かした方向を見出すべきだと考える。

#### (5) 生産と生活の分離

古くて新しい課題ではあるが、改めてこのことを主張しておきたい。今回の研究集会でもそれを感じるのであるが、従来は何か食べて行くことに追われて生産向上のかけにかかれて来た生活の整備を、今後の飛躍的發展のために明確に生産と分離した形で進展させることはどうしても必要である。この分離を各個の生活空間の確保及び整備が、どう進んだかを、今回のようなモデル事業により、是非再点検して頂きたい。しかし、ただ観念的に分離するのが良いのかについては問題がある。先述の都市環境との対比に関連して云えば、父親の働く姿を子供達が見ることができるといことは教育上貴重な特質である。職住分離とか、団地づくりとかいうふうにならば何でも分離すれば良いのではなく、「その地域の農業の特質に合わせた新たな整理と再統合を含めた分離」を今後考案していただきたいものである。

#### (6) 住民参加の原則

農村総合整備モデル事業が住民参加による真のむらづくり計画の出発点となってくれればうれしい。むらづくり百年の計の主体はあくまでもその地域の住民である。行政機関とか学者とかは側面からこれを援助すべき立場にあると考える。住民参加を唱えることは易しく、また形式だけの住民参加によりお茶をにごすこともできる。そのような形だけの住民参加ではなく、限られた予算のわくやもろもろの制約条件のなかで一体どういう内容の事業をどういう順序で実施すれば良いのかを決めて行く苦しみを計画策定担当者と地域住民がわかちあうような住民参加であってほしい。さもなければ、計画策定担当者がせっかく苦心して策定した計画も、それが妥当なものである場合にさえ地域住民にとっては「押しつけ」の計画となり反発を買うことになってしまう。計画を一枚の「絵」にしてしまわないためには、どうしても計画策定の初期段階から住民が参加し、策定の苦勞を共にしなければならぬと考える。

最後に、この農村整備事業がそれのみで終るのではなく長期的な視野に立つまちづくり・むらづくりの確実な第1歩として位置づけられ発展を続けるのであってほしい、という願いを再度強調してコメントを終る。

### Ⅲ - 4 研究者の立場から (その2)

小島正樹\*

安城市の高棚という所を、昨年秋以来、何回か訪れる機会を持ちました。そこで、この地区のホ場整備について知り得たところを中心に述べてみたいと思います。

#### 1 高棚について

高棚地区は、かつて「安城ヶ原」と呼ばれた洪積台地(地形図上では10m等高線で囲まれた区域にほぼ相当する)の末端部に位置し、数本の開析谷に刻まれた棚状の地形から成っています。

明治用水が完成したのは明治18年ですが、それ以前は、大小多数のタメ池を水源として240ha程の水田があった

そうです。それが、明治用水の通水後、不要となったタメ池は干拓され、開田も行なわれた結果、今日、水田面積は420haになっています。水田は高棚地区農地の9割以上を占めています。

#### 2 ホ場整備の実施

安城市は農地の基盤整備が非常に進んでいて、その為の事業がこれまでに随分行なわれている所です。計画では、近い将来に市域農地の大半の整備が完了することになっています。高棚地区は1968年から72年にかけて、県営事業の最初の地区としてホ場整備を実施しています。その内容を述べますと、①農道は幹線7m、支線5.5mと4mで、大半は舗装されています。舗装は幹線については県営事業

\* 京都大学農学部大学院



で、支線については地区単独事業で行なっています。この他に、排水路の両側に上巾3mのコウハンを作って、それを道路としています。②用排水系統は従前と大きな変更はなく、明治用水中井筋から取水し、稗田川に排水しています。ただ、地区の一部に、地形の関係で幹線水路の一部を暗キョとした為に、末端用水路を管路とした所があります。この管路はゴミが詰まるのが難点です。③区画は長辺100m、短辺30mの30aを標準(地区北部の元のタメ池干拓地では、従前の耕地形態をとり入れて長辺60m、短辺50m)としたが、換地配分にあわせてケイハンを設けた為に、標準区画通りにはなっていない。地価の高い県道沿いは長辺を60mにとどめ、小区画を多く作って換地を容易にしています。④換地方式は、従前地を土地条件でブロック区分し、そのブロックを原地とみなす原地換地です。換地の結果、従前地の1筆平均6aが換地では前述の標準区画を設けたこともあって20aになっています。⑤肉牛とブローラーの団地の位置選定には、団地参加者の従前地が比較的集まっている所が条件となっています。これも換地を容易にする為です。⑥従前地と換地の評価ですが、この地区では農林省の推奨する採点評価方式をとらず、道路、水路、高低差、高圧線下及び鉄塔敷の各条件によって面積の加減算を行ない、換地基準面積と換地権利面積を決定しています。土地生産力の評価をやっていないのです。換地清算金は換地権利面積と実際に配分された面積との差に清算価額(一律)を乗じて決めます。⑦工事費の内、補助金を除く農家負担分には、特別換地清算金を充当しています。これは、なわのび地と組合員に一律に課した不換地(事業関係者はこれを費用減歩と呼んでいる)を希望する組合員に特別換地するもので、つまり、工事賦課金を金銭でなく土地(減歩)で出している訳です。前述の支線農道舗装の費用もこの一部を当てています。特別換地の清算価額は入札で決め、その額は、8,7工区(1968年~70年)で平均3.3㎡1万円、6,5工区(71年~72年)で3万円と、これは農業収益から算定した額をはるかに越えるものです。前述の普通換地の清算価額は3.3㎡3千円と5千円です。

### 3 ホ場整備を取巻くもの

(1) ホ場整備を行なった1968年から72年にかけては全国的に地価上昇の激しい時期でした。前述の工事賦課金ねん出の特別換地にしても、地区外の高浜、刈谷の人の希望が多いのです。この人達は、他で得た土地売却代金をこの地

区の農地購入に投資した訳で、3.3㎡3万円を払う能力もあつたのでした。ホ場整備はこの地価上昇の勢いの中で、この勢いに乗って一気にやってしまったという気がします。

(2) この地区は、かつて水稻集団栽培で有名になった所ですが、ホ場整備を契機に1970年から71年にかけて3つの営農組合(稲作協業組織)が作られています。ホ場整備5工区のように営農組合に委託しないで自分で耕作している所もありますが、5工区を除く地区水田面積の3割近くは組合が経営受託しています。耕起の作業受託では8割に達します。これを11人の組合員でまかなっている訳です。委託側は経営委託の場合、10a当り米1.5俵を受取っています。当初の2俵から1.5俵に下がった時も大きな不満は出なかったと聞きますから、統計上では地区総戸数の9割近くが農家となつてはいても、実際に、生計の基盤を農業に置いている人はほとんどいないということです。

(3) ホ場整備前後の変化として人々が語るものに、「45年に米の生産調整が始まったので、休耕奨励金をもらってホ場整備の夏期施工をやったところ、この年いっせいに勤めに出るようになった」とことと、「5年程前は女の人はほとんどが家に居て、農作業をやっていた。それが今は、ほとんど働きに出ている」ことがあります。この「勤め」や「働き」が一体どういう内容を持つ労働なのか、賃金や労働時間のこともあります。労働そのものについての問題が気にかかります。

(4) ホ場整備地区内に40haの工場用地が設定され、県企業局の手で用地造成後、トヨタ系の自動車部品メーカーN社が進出しています。この工場の従業員は2千人を越えるようですが、高潮地区からは数十人出ている程度です。操業開始時(1973年秋)には高潮の農家の多くが、すでに外の勤め先を持っていたこともあるのですが、就業機会をふやすことよりも、3.3㎡当り15,500円という価額で農地を手放すことによって得られるお金の魅力が大きかったに違いありません。

(5) 都市化の進展に伴って、近い将来明治用水の権利水量の一部を上水、工業用水へ転売することが問題になると思われます。農地の減少はある程度避けられませんが、水を売り買いするというのが一般的になれば、節水ということ工夫する様になるからです。

\* 以上は研究会当日のコメントに検討を加え、まとめたもので、内容に若干、削除と追加があります。

## Ⅳ 討 論 会 記 録

### — 都市近郊における農村整備 —

#### 1 はじめに

本稿は第10回農村計画研究部会研究集会の最終日の総合討論を、とりまとめたものである。討論会は石光座長のもとに、安城市をモデルとして都市近郊農村に関して、①土地利用の秩序、②都市化圧力下の農地のとらえ方、③農村整備事業のあり方、という3議題について、何らかの結論を出すということではなく、自由に意見を交換し合うという形で行なわれた。

短い討議時間の中で、発言数は3議題に対して延19で、議論はつくせたとはいえず、断片的なものにとどまったが、それでも貴重な意見を得ることができたと思う。本稿をまとめるにあたっては、一旦各意見をバラバラに分解したうえ、言外の意味もくみ取り、筆者なりの解釈により、それらを再合成し、全体の意見の方向をある程度まとめてみようを試みた。

なお本文は、各意見を再合成したもののため、ここからここまでは誰の発言と限定し難い部分が多く、又録音に難点があり、発言者名のはっきりしない意見もあるので、発言者名は思い切って省略させていただいた。

#### 2 都市近郊における土地利用の秩序

都市計画における線引きは、土地利用の秩序を調整するための有力な法的規制策である。これは市街地域と農業地域の調和のとれた土地利用を推進するためのもので、総合計画を基本とし関係者の利害を調整したうえで線引きが行なわれ、市街地として開発する地域と農地として開発する地域とが明確にされる。この線引きにより、市街化調整区域内の農業振興地域においては、将来にわたり市街地の侵略に気を使うことなく、重点的な農業投資が行なえることになる。

市街化区域と市街化調整区域との境界の設定は、複雑な利害関係がからみ最も問題になるところである。市の未来

像の設計図である総合開発計画に基づき、境界を定めるべきではあるが、安城市のような都市近郊の農村地帯で市街地が農地にスプロールしているような場合には、利害関係者の意見を聞きながら市街化から取り残された地域を辛うじて調整区域に定めるようなことになり勝ちである。これは、見かたによっては、市街地の激しい侵略に促されてやっと農地の領域が確保されたのであって、線引ができたからといって手放しでは喜べないという意見の根拠となっている。

線引きは本来土地所有者の利益のために行なうのではなく、地域における無秩序な土地利用を防ぎ健全な町づくり、農業振興を両立させるためのものであり、むしろ私権の制限に関するものである。私権の制限にかかわるものであるだけに、線引き案を作成する段階で混乱を避けようとして当局者は利害関係者、特に地主の意見を慎重に聞くことになる。ところが安城市では、混乱をできるだけ避けようと話し合いを深めれば深める程、かえって混乱してしまい、收拾がむずかしくなるという実情が今回の研究集会でも紹介された。農業に対する意欲の低い地主は市街化区域に入りたいと望み、市街地に囲まれていても農業を続けたいと望む農家、あるいは所有地の一部を市街化区域に入れたいとする農家等、種々の思惑を持った地主が混在する現状では意見の一致は不可能である。安城市では一応線引きは完了しているが、関係者の多数は何らかの不満を持っているだろうというのが市当局者の実感であり、線引きはいまだきわめて不安定であるという。

このため農振地域では除外申請が出されたり、逆に市街化区域から調整区域への変更を求める声が出てくる。農振地域内に住む農家の次、三男が分家する場合、所有している農地を売って市街化区域内の宅地に買い替えようとしても税制面には何ら優遇措置がなく、結局、農地以外に家を建てる用地がない。このため違法と知りながら水道・電気を臨時契約とし、罰金を覚悟で調整区域内の農地に家を建てる

ケースが見られる。このような場合土地利用計画に基づき指導してはいるものの、土地規制の運用は非常にむずかしい。

一方不本意に市街化区域に編入されてしまった農地に対しては、農協も農業用に利用されている限り農地としてその保全を期する態度で臨んでいる。保全策としては、重税に対抗できるだけの高収益を得られる施設園芸の導入、線引き見直しによる調整区域への編入、生産緑地法による救済などがある。又一部の農家には、地価の高い市街化区域の農地を地価の低い調整区域の農地に買い替え、規模拡大をはかろうとするものも見られる。

このような市街化区域内の農地を保全する施策あるいは、地方自治体による宅地並み課税の肩替わりは、せつかくの線引きの趣旨に逆らうものであるという意見もあった。関係者間の利害と計画案との間で十分な調整ができたうえで線引きがなされれば、このような問題は起きなかったはずであるが、市当局者の言うとおりの完全な調整は不可能に近く、従って一たん決定された線引きを最終案とし、しゃく子定規に施行するのではなく、更に微調整を加えてより良いものにしてゆこうというきめの細かい配慮も必要なのであろう。

土地利用の秩序を保つうえで決め手とも見られる線引きも、実際の運用には以上のように種々の困難が伴う。総合計画の中での土地利用計画の重要性は言うまでもないが、土地利用計画を実現するための土台となる線引きの手法については、今後の我々の試行錯誤の中から考え出してゆく必要がある。

### 3 都市化圧力下の農地のとらえ方

農地は、農家にとっては、労働の対象であり、国家にとっては国民の食料を生産する場としての意味を持っている。自然に飢えている都市住民は緑地としての機能を重視するであろう。線引きにより農地を保全するというこの意味立場によってその解釈のし方は様々である。

経済的側面からのみ見れば、農地としての土地利用は、市街地としての土地利用より効率の低いものであり、従って、農地から市街地への転用はあっても、逆の場合は考えられない。線引きによる規制がなければ、当然農地は市街地にやがては蚕食されてゆく運命にある。農地を市街地から守ることに、最近関心が集まっていること理由は、農

地に対するパブリックな要請が強まってきたためと理解してはどうであろうか。

食料自給率の向上、環境保全などパブリックな要請から最近の農業見直し論が取りあげられていることに対して、農村整備は、農民側の利益のための農村環境づくりであるべきだと反発が聞かれた。確かにこれまでの農業の立場は弱く、農業は終始受身側に立たされてきた。都市住民の目には農地は緑の自然と映るかも知れないが、農民にとっては生活のかゝった汗と泥に塗られた労働の対象である。食料不足が不安なのは都市住民であって農民ではない。パブリックな要請とは、都市住民の身勝手な要求であり、他産業に比べ、ただでさえ経済的に遅れている農業を生活手段とする農民にとっては、自らの所得向上の方が先決である。農民側に立った農業見直し論があってもよいはずである。

しかし、その一方では、パブリックな要請も無視できないという考え方もあるようである。都市住民にとって農地は単なる農業の場ではないと同様、農民にとっても都市や工場から何らかの恩恵も受けているはずである。要は都市と農村の調和のとれた発展ではないか。都市は農村から、農村は都市から相互に恩恵を受けるという関係ができあがってはじめて両者の健全な発展が望めるのである。農業見直し論が出てきたということは、少なくとも、これまで農業に冷ややかだった国民の関心が、農業に集まってきたことの表われであり、農村整備の条件が整ってきたものとむしろ歓迎すべきではないだろうか。このような環境の中で農村が都市の要求にこたえることによって地域における農村の意義が都市住民に認知され農村整備もやり易くなるのではないか。しかし都市の要求にこたえることが農村の一方的な負担になることは不公平である。パブリックな要請に農村がこたえるからには、都市住民にも相応の責任をとってもらう必要がある。

### 4 農村整備事業のあり方

安城市の農業が直面している深刻な問題の1つとして農業後継者の不足が挙げられる。その原因は、若者を引きつけるような魅力が農業に欠けているからである。魅力がなければ農民の農業に対する意欲は低下し、本気で農業に取り組もうとする農家は益々少なくなる。やがて市政に対する農民の発言は弱まり、ただでさえ遅れ勝ちな農村整備は

質量ともに取り残されてゆく。農業の地位を回復するためには農業を魅力のあるものとし、若者を呼び戻す力をつけてやらねばならない。

魅力のある農業の最低条件としては、自立可能な経営で実現することである。それには個人の抜け駆け的な経営では現在の経済システムの中では通用しない。強力な基盤を持った産地を形成し市場性を獲得することが現代を生き抜く道である。

一般にはほ場整備や営農施設などの工事が完了することにより、事業は完了したことになるのが普通であるが、生産・販売面における組織態勢が整わなければ真の事業効果は発揮できない。最近の流通システムを考えた場合市場性を備えるための組織づくりによって競争力を強化することが急務である。生産面においては、安城市では、農協を核として部門毎に生産部会が結成され、技術・品種・作期などを統一し、産地形成の努力がなされている。更に消費地である都市との連係組織が形成できれば安城市の農業基盤は一層強化されるであろう。このような農業の生産基盤の整備あるいは農村の生活環境の整備などが農村整備事業の表向きの目的である。

農村整備事業のもう一つの目的としては、農業の基盤を強化することにより、農業の地域環境保全機能を積極的に発揮せしめようとするものである。工場の進出による環境破壊から地域を守るためには、都市と農村とがそれぞれの機能を補い合えるような形で共存できるよう、総合的な整備計画のもとに事業が実施されることが望ましい。

総合整備計画の作成にあたっては、これまで常に受け身の立場に立たされてきた農業側の主張をいかに引き出すかに配慮することが望まれる。特に都市近郊では農民の声はかき消され勝である。農民の主張を事業に反映させるには、調査段階から住民参加の形で話し合いを深め、その過程で計画の内容をふくらませてゆくことが好ましい。住民後加の範囲については、あまり大地域とせず精々集落単位の小地域の住民とするという意見、今後も農業を継続する意欲のある農家とする意見、都市住民も含めるとする意見など様々である。各事業の性格、地域の特性に応じ、住民参加の範囲・意見の反映の仕方などいかに決定するかは、今後の研究にまっしかならねばならないであろう。

事業実施に関する問題としては、まず事業制度が挙げられる。農村整備事業は総合的なものであり、現在のような

各省庁間のタテ割行政では効率的な整備は望めない。モデル事業にならった総合的の事業の制度化が必要である。事業費については、農村の自主性を促す意味からもできれば調査段階から応分の農民負担は考えるべきであるという意見があった。自立農家が主体となっている純農村地帯では、農民の自主性を尊重したこのようなやり方は是非採用してもらいたいところであるが、安城市のような都市近郊農村で、兼業農家というよりは兼業労働者と呼ぶにふさわしい農家が主体で彼等の協力なくしては事業の推進が不可能な農村地帯では、その採用は容易ではない。このような問題に対して、安城市では独自の制度を創り出している。土地改良区の職員は市の職員とし農民に負担をかけない。又事業費については、共同減歩により創設した土地の売却費を充てるというものである。この制度が発足して以来、安城市内における整備事業は円滑に推進されているという。

純農村地帯での事業であれば、農民の意見を最大限に取り入れた計画も可能であるが、都市近郊では農民の利益のみ考えた事業はほとんど成立しえないところに問題を複雑にする要因があると思われる。

## 5 都市近郊の農村整備に関する問題点

都市近郊の農村整備は、もともと農村であった地域が市街化の弊害を受けることになったため、その再建策として計画される場合が多い。あるいは市街化をやり易くするための農村整備も無いとはいえないであろう。計画の内容が農村を主体としたものであっても、都市の影響を強く受けることになる。事業内容が複雑となり、受益対象が複雑となり、関係者間の利害関係の調整は極度に複雑となる。問題が複雑であればある程計画は綿密でなければならないが、現在の計画手法には、まだ検討の余地がありそうである。計画にはつきものの未来予測にしても過去の推移の延長上に予測値を求めるトレンド方式では、本当の予測とはいえないであろう。

計画の一元性についても、これからの課題である。都市と農村の整備が一元的に計画されれば、様々な効用が生じる。会場での話ではないが例えば資源のリサイクリングである。都市の台所のゴミは農村で堆肥の材料や、家畜の飼料として活用できる。しかしこの実現には都市と農村との間の密接な関係が求められる。都市住民がゴミの分別収集を面倒がればこの計画は廃案になる。ゴミは毎日排出され

るが施肥の時期には季節性がある。都市近郊の複雑な農村問題は都市の影響により発生したのであり、都市との関係を断った計画では問題は解決されない。一元性をいかに計画に盛りこんで行くかは都市近郊の農村問題を解決するうえで重要な課題である。

都市近郊では、純農村と比べて土地利用は高度化し地価も高い。農村整備計画は、このような土地に用途区分を繰引きするわけであり、激しい利害の対立を招く。この中で計画を実行するには、利害を調整する何らかの方法を考え出す必要がある。所有権と経営権を分離するとか、市街化区域と農振地域の整備を平行的に実施し、市街化を欲する者と農地を欲する者との間で所有権あるいは経営権の交換が整備事業の中でできるような制度があれば、利害関係の調整も比較的容易になるのではないだろうか。

短い討議時間ではあったが、その中からでも都市近郊農村のかかえる困難な問題の一部をうかがい知ることができた。

農村計画のあるべき姿を論ずる、どちらかという観念論的な研究者。一方現状に即した対応をする実務的な行政担当者との対照が興味深かった。どちらも農村を守ってゆこうとする気持は同じでも、考え方にはかなりの差がみられる。しかしながら、この差は無理に縮める必要のないものと思う。なぜならば、この差が原動力となって、議論を活発にし、その中から農村計画に関する新しい手法、方向が生れてくるからである。

これからも、今回のような研究者と行政担当者との間の活発な意見の交換を望むものである。

(農業土木試験場 八島茂夫記)

6 おわりに

## 1975農業センサス

(1975年2月1日調査)

# 都道府県 市町村別統計書

農村計画の基礎データ集

### 編集・農林省統計情報部

・昭和50年

- ① 専業別農家数
- ② 家としての兼業種類別農家数
- ③ 農産物販売金額規模別農家数
- ④ 農産物販売金額1位の部門別農家数
- ⑤ 経営耕地面積規模別農家数
- ⑥ 農業就業状態別農家数
- ⑦ 保有総土地面積(山林を除く)規模別農家数
- ⑧ 所有耕地面積別農家数
- ⑨ 男女年齢別世帯員数
- ⑩ 就業状態別世帯員数
- ⑪ 自家農業に従事した世帯員数
- ⑫ 自家農業に主として従事した世帯員数(農業就業人口)
- ⑬ 兼業種類別従事者数
- ⑭ 土地
- ⑮ 作物の類別収穫面積
- ⑯ 作物別収穫面積など
- ⑰ 稲収穫面積規模別農家数
- ⑱ 野菜(露地)収穫面積規模別農家数・販売農家数
- ⑲ 果樹栽培農家数と面積
- ⑳ 施設園芸の施設のある農家数と面積
- ㉑ 施設園芸の作物別収穫面積

### ⑳ 乳用牛飼養農家数と頭数

### ㉑ 肉用牛飼養農家数と頭数

### ㉒ 豚飼養農家数と頭数

### ㉓ プロイラー

### ㉔ 鶏

### ㉕ 養蚕

### ㉖ 雇用労働入れ農家数と人数

### ㉗ 水稲作の作業を請負いに出した農家数と面積

### ㉘ 農作業を請負った農家数と面積

### ㉙ 農用機械

### ㉚ 林業

### ・昭和45年 比較表

### ① 総世帯数と総人口

### ② 経営耕地面積規模別農家数

### ③ 専業農家数

### ④ 男女年齢別世帯員数

### ⑤ 自家農業に従事した世帯員数

### ⑥ 自家農業に主として従事した世帯員数(農業就業人口)

### ⑦ 経営耕地

### ⑧ 乳用牛

### ⑨ 肉用牛

### ⑩ 豚

### ⑪ 採卵鶏

北海道	10,000円	滋賀	6,000円
青森	6,000円	京都	7,000円
岩手	8,500円	大阪	7,000円
宮城	7,000円	兵庫	12,000円
秋田	8,500円	奈良	6,000円
山形	7,000円	和歌山	7,000円
福島	12,000円	鳥取	6,000円
茨城	12,000円	島根	8,500円
栃木	7,000円	岡山	12,000円
群馬	7,000円	広島	11,000円
埼玉	11,000円	山口	7,000円
千葉	11,000円	徳島	6,000円
東京	5,000円	香川	6,000円
神奈川	6,000円	愛媛	8,500円
新潟	13,000円	高知	7,000円
富山	7,000円	福岡	10,000円
石川	7,000円	佐賀	5,000円
福井	6,000円	長崎	7,000円
山梨	7,000円	熊本	11,000円
長野	12,000円	大分	6,500円
岐阜	11,000円	宮崎	5,000円
静岡	10,000円	鹿児島	6,000円
愛知	8,500円	沖縄	3,000円
三重	10,000円	合計	380,000円

★各県とも平均送料240円

発行・財団法人 農林統計協会

〒153 東京都目黒区目黒2-11-14 (大鳥ビル)  
TEL (03)492-2987 振替 東京 9-70255



## 研究部会誌「農村計画」投稿要項

### 1 はじめに

研究部会誌「農村計画」は、農村計画に関する研究資料、論説等を掲載するもので、全編投稿原稿である。

### 2 投稿の種類と内容

研究論文、質疑応答、報文、論説等

#### (1) 研究論文

農村計画に寄与する新しい研究結果で、次の基準に合致した内容のもの。

1) 一編ごとに論文としての体裁を整え、オリジナリティーがあり、農村計画に関する学術の進歩向上に貢献するとみなされるもの。

2) オリジナリティーの点はやや薄弱でも、応用を主としたもので、農村計画の具体的作成に寄与するとみなされるもの。

3) いずれも未公開のものであること。

二重投稿のないように特に3)に注意すること。

#### (2) 質疑応答

「農村計画」に掲載された研究内容は、発表者が読者に対して責任をもつものであり、読者がその内容に対して、疑問または異論をもつ場合は、質疑または討論によって応答すべきもので、これによって研究の進歩がなされるものである。

#### (3) 報文

農村計画事例、文献紹介、計画作成に参考となる資料等で独創的ではなくとも農村計画に関連して会員の参考となるもの。

#### (4) 論説等

農村計画に関する会員の意見が述べられたもの。

### 3 投稿者

本研究部会員とする。但し連名の場合は、その内の1名以上が会員であること。

### 4 投稿の方法

投稿に関しては、次の事項を別記して部会事務局あて提出する。

- ① 表題
- ② 本文枚数
- ③ 氏名、勤務先、職名(共著者の分も)
- ④ 連絡先(電話も)
- ⑤ 別刷希望部数(贈呈部数以外の希望部数)

(贈呈以外は代金1部50円、表紙希望の場合は部数にかかわらず2,000円)

贈呈部数は著者1人:30部, 2人:50部

3人以上:60部

### 5 原稿の書き方

下記の要領は研究論文に対するものであるが、質疑応答、報文、論説等もほぼこれを準用する。但し、報文、論説等には欧文アブストラクトは必要としない。

- 1) 原稿はなるべく500字詰横書き原稿用紙を使い(請求次第送付)、漢字は当用漢字、かなづかい(現代かなづかい)を使用、数字はアラビア数字(3位ごとにカンマを入れる)を使用のこと。図(写真も含む)は本文中にはったり書き込んだりせず別紙とすること。
- 2) 1回の原稿は、図・表・写真を含め、500字詰原稿用紙27枚(組上り6ページ)までとする。

この規定枚数を超過した分は、組上り1ページにつき、9,000円の割で著者が負担する。

また、長大な論文を提出したいときは、一編30ページ(組上り)を限度とする論文もよい。ただし、上記の著者負担金制度により超過分は支払うものとする。

- 3) 図は正副各1枚とする(原図の大きさはB4版以下)。正図は、そのまま製版にとれるようトレーシングペーパーの類(白か透明)に描き、必ず墨入れをすること。ただし文字・符号は当方で統一するので鉛筆書きのこと。



副図は、当方で正図に文字・符号を入れるときの照合用に使用するので、図中の線等は鉛筆書きでフリーハンドでも構わないが(用紙も随意)、文字・符号だけは正確に墨またはインクで書くこと。

- 4) 図は、ヨコ7cm×タテ5cm大を300字分の割とし(写真も同様)、それぞれ本文中のそう入カ所に、相当字数の分の余白をあけておくこと。
- 5) 図の細部や文字は、縮尺されて、でき上がったときの大きさをあらかじめ考え、細かすぎないように描くこと。
- 6) 文字は明確に書き、特に数式や記号などのうち、大文字と小文字、ローマ字とギリシャ文字、サフィックス等で区別のまぎらわしいものは必ず鉛筆で注記しておくこと。  
たとえば、Cとc、Oとoと0(ゼロ)、Pとp、Sとs、Uとu、Vとv、Wとw、Zとz、gとq、lとe、rとr、Eとe、xとχ(カイ)、Kとkとκ(カップー)、その他。
- 7) 分数式は2行分にとり、余裕をもたせて書くこと。数字は原稿用紙の1コマに二つまでとする。
- 8) 数表とそれをグラフにしたものとの併載は避け、どちらか一つにすること。規定枚数以内のもので、できる限り簡潔にすること。
- 9) 文献の記載は、本文中に引用したもののみに関し、番号を付して載せ、参考程度のもは出さないこと。  
文献には始ページと終ページを記し、単行本の場合は引用ページ、両者とも発表年月を付記すること。
- 10) 表題には欧文表題を併記し、著者名には著者が慣用しているローマ字のつづりを入れること。
- 11) 投稿論文には500語以内の欧文アブストラクトを添えること(タイプライターでダブルスペースに打つこと)。なお、外国人が読んでその意味がとれるものであること。
- 12) 欧文アブストラクトには、参考のため、その邦訳を

添えること。

- 13) 欧文アブストラクトは、邦文原稿(700字以内厳守)に翻訳料5,000円を添え、欧文訳を事務局に一任することもできる。邦文原稿は翻訳の場合を考えて、上語を明確にし、なるべく短い文に区切ること。また専門用語には欧文用語をつけておくこと。
- 14) 論文中の図、表、写真の説明には、外国との交換紙となることを考え、必要に応じ欧文を併記すること。
- 15) 欧文による論文も上記の規定に準ずること。  
ただし、
  - a) 論文の内容閱讀のため、同内容の邦文およびその邦文要約(700字以内)を添付すること。
  - b) 欧文の適正は、著者の責任において期すること。
  - c) 原稿は必ずタイプライターでダブルスペースに打つこと。

## 6 投稿原稿の取扱い

投稿された原稿は事務局において受付簿に記入し、受領証を発送する。

編集委員会においては、原稿を別に定める閱讀基準により審査し、これにより処理する。

## 7 著者校正

誤植防止のため、著者に初校の校正刷を送り、著者校正をお願いする。

著者校正の際、原稿(特に図面)の訂正は避けられない。

校正刷は受取り後3日以内に校正して速達便で原稿と共に返送すること。

## 8 雑誌発行後の正誤訂正

著者から正誤の申し出があった場合は原稿と対照し、誤植と原稿訂正との別を明らかにして、最寄りの号に正誤表を掲載する。

## 農業土木・農村計画

### 上下水道の総合コンサルタント

調査・測量・計画・設計・地質調査・工事監理



## 若鈴コンサルタント株式会社

誠実 敏速

本社	名古屋市西区歌里町349番地	TEL (052)501-1361
三重支店	三重県津市広明町345-1	TEL (0592)26-4101
関西支店	京都市中京区麩屋町通丸太町下ル(長栄ビル)	TEL (075)211-5408
東京支店	東京都豊島区南池袋3-18-3(藤間ビル)	TEL (03)981-4136
北陸出張所	金沢市横川町3-200(岡田商会内)	TEL (0762)41-2494
岡山出張所	岡山市城下町10-16城下ビル(世紀建設内)	TEL (0862)32-0776

## 農業土木のコンサルタント

測量・調査・企画・設計

農村環境整備・地域開発・ほ場整備・畑地かんがい  
農道・水路・頭首工・用排水機場・土質調査  
地形測量・深淺測量・家屋立木調査・建築設計



## 北居設計株式会社

本社	滋賀県蒲生郡安土町下豊蒲4580	☎ 074846-2336(代)
大津営業所	大津市におの浜3丁目1-20	☎ 0775-23-2658(代)
長浜営業所	長浜市高田町5-32	☎ 07496-3-2085(代)
大阪営業所	大阪市天王寺区上本町3-3	☎ 06-768-0420
姫路営業所	姫路市東延末299-5	☎ 0792-88-1853
岡山営業所	岡山市田中67	☎ 0862-43-6384
宮崎営業所	宮崎市松山町1丁目6-37	☎ 0985-24-5638

これからの農村の理想像を実現するシンクタンク

農村計画の総合コンサルタント

基本構想,調査,計画,設計

株式会社 **新農村開発センター**

取締役社長	中 小 田 原 岡 栗 武 田	澤 林 島 田 村 原 藤 島	忠 英 幸 賢	英 一 幸	作 作 市 二 寛 一 夫 市
常務取締役					
取締役営業部長					
取締役企画部長					
総務部長					
計画部長					
開発設計部長					
調査設計部長					

東京都渋谷区広尾1丁目7-7 (広尾マンション二階)  
電 話 03 (409) 2521 (代表)

明日の農村を計画

株式会社 **チェリーコンサルタント**

代表取締役 森 正義

土地改良・防災・農村総合整備事業の  
コンサルティング

調査・測量・設計・試験

水文解析・構造計算

施工管理・資料提供

〒760 香川県高松市栗林町3丁目7番23号

TEL (0878) 34-5111(代表)

# モデル農村計画

当社ではモデル農村計画、緑農住区のマスタープラン、地域の開発計画の立案などにつき、その基本構想から計画書の作成、効用の算定まで一貫して作用できる態勢にあり、官公庁関係に幾多の実績を有しております。

## 太陽コンサルタンツ株式会社

取締役社長 山崎 不二夫

本社	東京都新宿区四谷3丁目5番地	03(357)6131
札幌出張所	札幌市中央区南7条西2丁目	011(531)2221
九州出張所	大分市大手町3丁目8番6号	0975(34)7283
沖縄出張所	沖縄県那覇市壺川11番地	0988(54)5830

農業開発・地域開発の総合建設コンサルタンツ

土と水をデザインする……豊富な経験と優れた技術

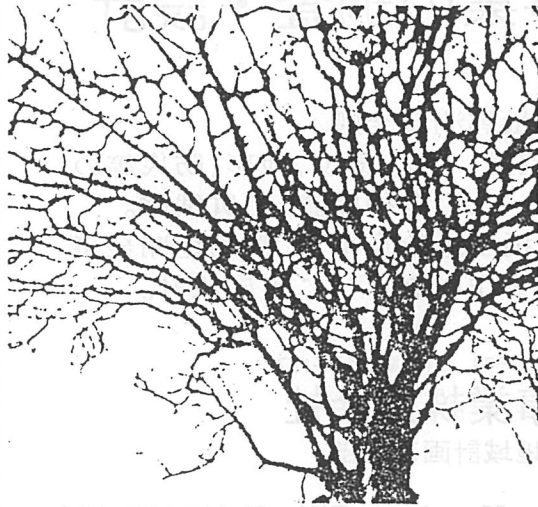


株式会社

## 三祐コンサルタンツ

取締役社長 久野 彦一

本社	名古屋市中区錦二丁目15番22号 (協銀ビル)	TEL. (052)201-8761(代)
東京支社	東京都中央区八重洲4丁目3番地 (大和銀行新八重洲口ビル)	TEL. (03)274-4311(代)
支社技術部	東京都港区赤坂2丁目3番4号 (赤坂パークビル)	TEL. (03)586-7341
仙台支店	仙台市一番町2丁目3番20号 (第3日本オフィスビル)	TEL. (0222)27-6722
熊本出張所	熊本市紺屋今町1番25号(ロータリービル)	TEL. (0963)54-5226
札幌連絡所	札幌市西区発寒5条7丁目	TEL. (011)662-1296
技術研究所	愛知県知多市八幡字堀之内	TEL. (0562)32-1351



自然地域の調査・研究・計画  
都市林の設計  
森林・山岳・農山村域の設計  
都市環境の調査・研究計画  
一近郊都市域総合計画・都市域（地下街、都市広場、景観調査計画、緑地ネットワーク）  
環境の基礎的調査・研究・計画  
一水関係・植物土壌関係  
特殊施設の設計  
一都市公園・特殊公園・キャンパス・道路・流通センター

## 株式会社 環境事業計画研究所

京都研究所(本部) 京都市中京区蛸薬師堺町上ル みよいビル2F PHONE 075-221-1017

都市的文明への意識的無意識的反  
発がはじまっている。

メガロポリスへの一方通行の彼方  
に沈没することを欲しないならば  
われわれは新しい農村—未来の計  
画空間への道を模索しなければな  
らない。

財団  
法人

### 農村開発企画委員会

東京都千代田区神田駿河台1の2馬車番産会館

TEL 294-8721(代表) 庁 101

# 農村計画・各種事業の調査・設計

## 業務内容

- 〈測 量〉 航空写真測量、地上測量等測量全般
- 〈調 査〉 土壌、地盤、地下水、流量、水質、環境、地形、防災等の調査および解析。ボーリング、各種探査、土質試験。
- 〈設 計〉 農村総合整備事業、各種土地改良事業、農用地開発事業等の計画設計・概要書作成ならびに実施設計。



建設コンサルタント登録47-579 測量業登録4-177

## 東洋航空事業株式会社

地域計画事業部

本 社 東京都豊島区東池袋 1 - 25 - 1 TEL 03-987-1551 (代)  
技術センター 埼玉県川越市南台 3 - 1 - 1 TEL 0492-44-6011(代)  
営業所 札幌(642-1331)、仙台(66-3631)、水戸(24-4712)、宇都宮(35-0402)、  
新潟(28-0040)、高崎(27-1553)、静岡(46-4037)、名古屋(322-5856)、  
大阪(252-5450)、高松(21-0308)、広島(28-5354)、福岡(281-0166)、熊本  
(69-2921)、鹿児島(23-0900)、那覇(34-2987)

## 編 集 後 記

発刊が非常に遅れて申し訳ありません。ようやく終わりました。  
今回の研究会で、農林省東海農政局技術課長補佐、春日紀芳氏が講演された「東海農政局管内の農村整備事業について」は、紙面の都合により第13～第14号に掲載しますので、御了承下さい。

(笹野 記)



## 農村計画研究部会規約

### 名称

1. この部会は農村計画研究部会と称する。

### 目的

2. この部会は農村計画・農村整備に関する研究、技術の発展および部会員仲間の研究交流に寄与することを目的とする。

### 事業

3. この部会はその目的を達成するため、次の事業を行なう。
  - 1) 部会誌の発行。
  - 2) 共同研究。
  - 3) 研究発表会、研究討論会および見学会などの開催。
  - 4) 関連学会、関連機関との研究・技術的交流。
  - 5) 研究資料の収集・配布。
  - 6) その他。

### 所属・会員

4. この部会は農業土木学会に所属し、その学会員をおもな構成員とするが、非学会員の加入も妨げない。

### 役員

5. この部会には次の役員をおく。部会長1名、副部会長1名、幹事若干名、うち数名は常任幹事とする。  
なお、役員任期は2年とし、再任を妨げない。役員選任は総会で行なうことを原則とする。

### 総会

6. 総会は原則として年1回開催し、各種運営事項を定める。

### 経費

7. この部会の運営に要する経費は、農業土木学会の補助金、会員の負担ならびに寄付金によってまかなう。

### 入退会

8. この部会への入退会は自由であるが、そのつど事務局へ連絡すること。

### 事務所

9. この部会の事務局は、京都市左京区北白川追分町 京都大学農学部農業工学教室農地計画学研究室に置く。

1977年3月20日 印刷

1977年3月31日 発行

発行者 〒606 京都市左京区北白川追分町  
京都大学農学部農業工学教室農地計画学研究室内  
農業土木学会農村計画研究部会  
TEL (075) 751-2111 (内6159)

発行責任者 西口 猛

振替口座 京都 33983

JOURNAL OF **RURAL PLANNING**

No. 11

CONTENTS

Reports on the 10th Assembly

Introduction

I. Outline of the Rural Improvement Project  
in Anjo city

I-1. On the Comprehensive Plan of Anjo city Tadayoshi KOMATSU

I-2. On the Master Plan for Agriculture Development Region and the Rural Comprehensive Improvement Plan Akira KONDOH

I-3. On the Model Project in Rural Comprehensive Improvement Plan in South-Anjo district Syunichi FUKATSU

II. Field Survey Record

III. Comments on the Model Project in Rural  
Comprehensive Improvement Plan in  
Anjo city

III-1. As a Director of Land Improvement District Tomiyoshi KAMIYA

III-2. As a Director of Agricultural Co-operative Society Yasumasa KAMIYA

III-3. As a Researcher (Architect) Mitsuo WATANABE

III-4. As a Researcher (Rural Engineer) Masaki KOJIMA

IV. Forum Record

1977. 3

THE SOCIETY OF RURAL PLANNING IN JAPAN  
RESEARCH LABORATORY FOR RURAL PLANNING  
FACULTY OF AGRICULTURE, KYOTO UNIV.  
KITASHIRAKAWA-OIWAKE-CHO, SAKYO-KU  
KYOTO, JAPAN